

東京都中小企業者等 月次支援給付金

【申請受付要項】

10月分

飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、
売上額が減少した都内事業者の事業の継続・立て直し
に向け、東京都が月ごとに給付金を支給します。

申請期間

申請開始：令和3年11月 5日（金曜日）（※）

申請期限：令和4年 2月28日（月曜日）

（注）10月分以外も対象月の申請期間内であれば、まとめて申請することができます。

但し、オンライン申請の場合は、申請期間ごとの受付となります。

（※）特例申請は、令和3年11月下旬より受付開始予定

申請方法

1 オンライン申請

東京都中小企業者等月次支援給付金ポータルサイト

（URL）<https://tokyogetsuji.metro.tokyo.lg.jp>



2 郵送申請

（宛先）〒111-8691 浅草郵便局 私書箱 121 号

東京都中小企業者等月次支援給付金 申請受付 宛

※ 簡易書留など郵便物の追跡ができる方法でご郵送ください。（消印有効）

東京都中小企業者等月次支援給付金

コールセンター

（電話）03-6740-5984

（受付時間）9時から19時まで（土日祝日含む）



東京都

制度のポイント

1 制度の概要

事業者区分	売上減少率	7・8・9・10月の支給上限額（※1）	
		中小企業等	個人事業者等
酒類販売事業者	90%以上	60万円	30万円
	70%以上 90%未満	40万円	20万円
	50%以上 70%未満	20万円	10万円
その他事業者	50%以上	10万円	5万円
酒類販売事業者	30%以上 50%未満で 2ヶ月連続 30%以上（※2）	20万円	10万円
その他事業者		15万円	7.5万円
全事業者 （酒類販売＋その他）	30%以上 50%未満	10万円	5万円
酒類販売事業者	15%以上 30%未満で 2ヶ月連続 15%以上（※2）	10万円	5万円

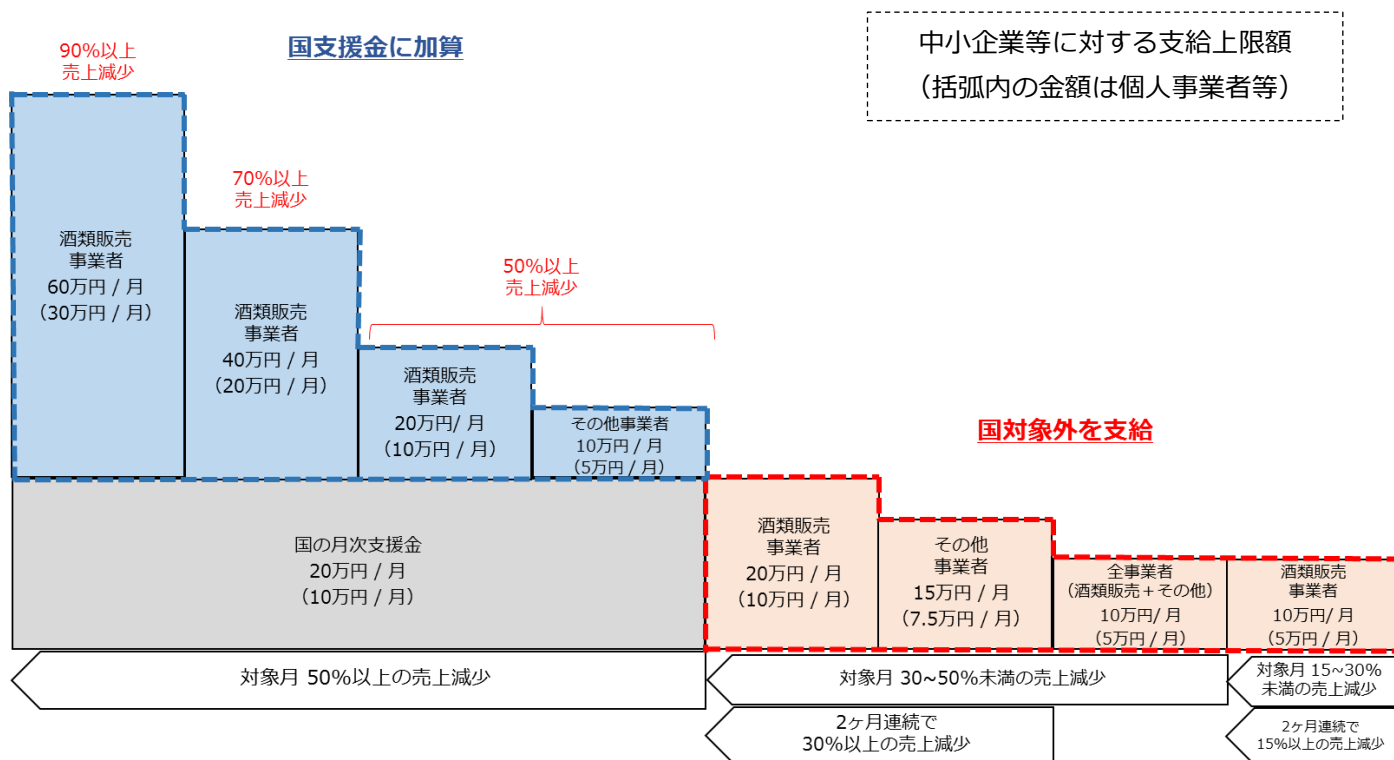
※1 7・8・9月分の申請期間は以下の通りです

<7・8月> 令和3年 9月 1日（水曜日）～ 令和4年1月14日（金曜日）

<9月> 令和3年10月15日（金曜日）～ 令和4年1月31日（月曜日）

※2 2ヶ月連続した売上減少率に関する考え方は、7月申請分（6・7月連続）以降に適用（次ページ3を参照してください）

2 月次支援給付金の支給上限額のイメージ



※2ヶ月連続とは、対象月及び対象月前月の2ヶ月連続を指します。

3 2ヶ月連続した売上減少率に関する考え方

※2ヶ月連続とは、**対象月**及び**対象月前月**の2ヶ月連続を指します。

①事業者区分（酒類販売事業者かその他事業者か）を確認

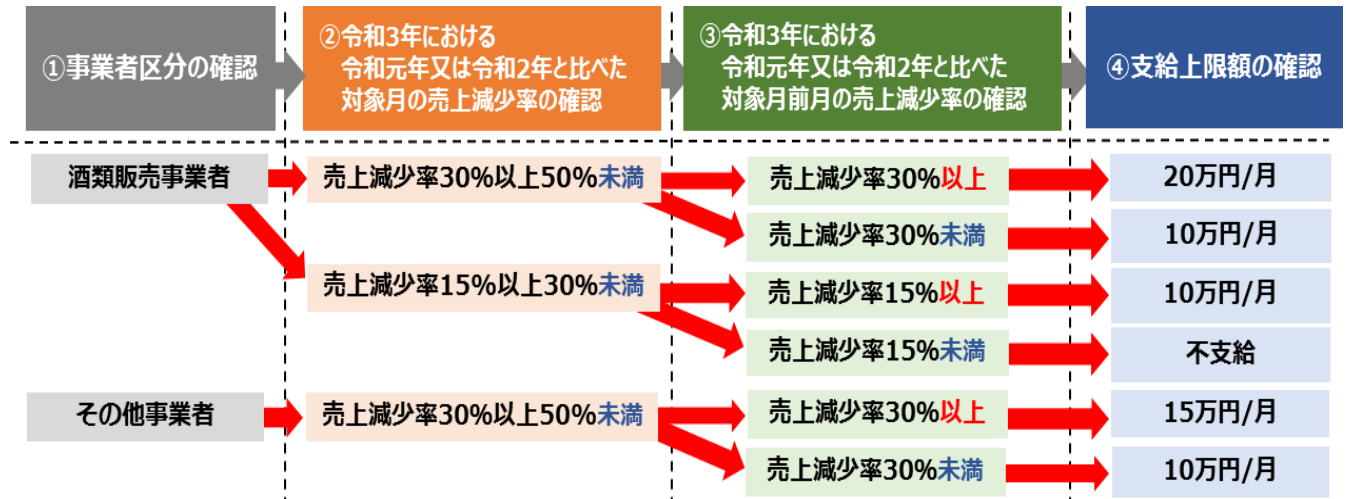
②**対象月**の売上減少率を確認

例：令和3年10月分を申請する場合、令和元年又は令和2年の10月と比べた令和3年10月の売上減少率を確認

③**対象月前月**の売上減少率を確認

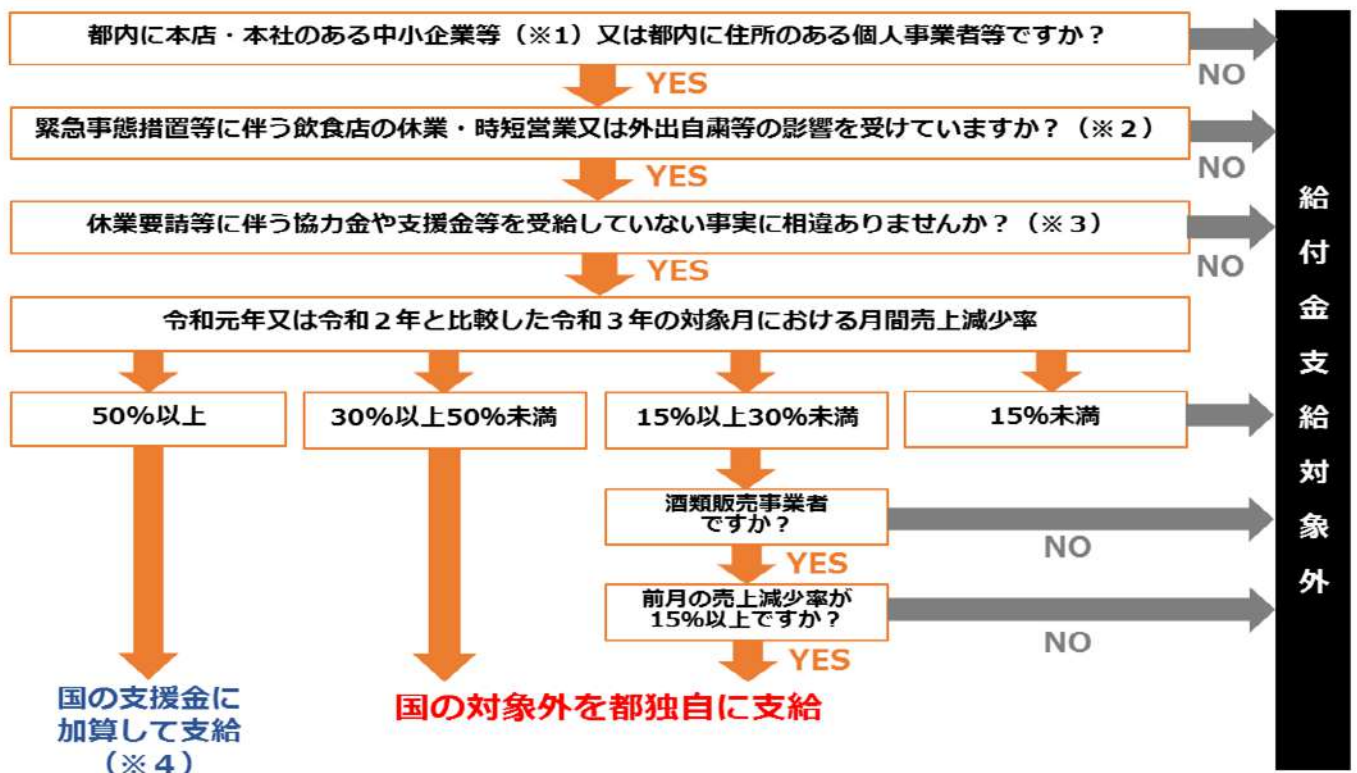
例：令和3年10月分を申請する場合、令和元年又は令和2年の9月と比べた令和3年9月の売上減少率を確認（上記②で令和元年を選択し、③で令和2年を選択することも可）

④支給上限額が確定



※支給上限額は中小企業等の場合であり、個人事業者等は1/2となります。

4 給付金対象の確認



※ 1 令和 3 年 4 月 1 日時点で、次の（１）、（２）のいずれかを満たす法人をいいます。

（１）中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業者（個人を除く）であり、大企業が実質的に経営に参画していないこと

＜中小企業の定義＞（中小企業基本法第 2 条）

次の表の①又は②に該当する会社です。

業種区分	①資本金の額又は出資の総額	②常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業、 その他の業種	3 億円以下	3 0 0 人以下
卸売業	1 億円以下	1 0 0 人以下
小売業	5 千万円以下	5 0 人以下
サービス業	5 千万円以下	1 0 0 人以下

（２）個別の法律に規定される法人であって資本金の額が 3 億円以下又は常時使用する従業員の数が 300 人以下であるもの

医療法人、農業法人、NPO 法人、社会福祉法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人等、会社以外の法人も幅広く対象となります。

※ 2 酒類販売事業者として東京都中小企業者等月次支援給付金事務取扱要綱に基づく給付金の申請をする場合、申請日時点で有効な酒税法（昭和 15 年法律第 35 号）第 7 条に規定する酒類の製造免許又は同法第 9 条に規定する酒類の販売免許を受けていることが要件となります。また、酒類販売事業者として同給付金の支給を申請する場合、飲食店の休業・時短営業の影響があることを要件としています。

※ 3 次の（１）を受給する場合、又は、次の（２）若しくは（３）の支給対象である場合は、本給付金支給対象外です。

（１）都による「休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金」等、対象月において併給が認められていない給付金等

（２）対象月における都による下記の協力金

①休業要請等を行う大規模施設に対する協力金

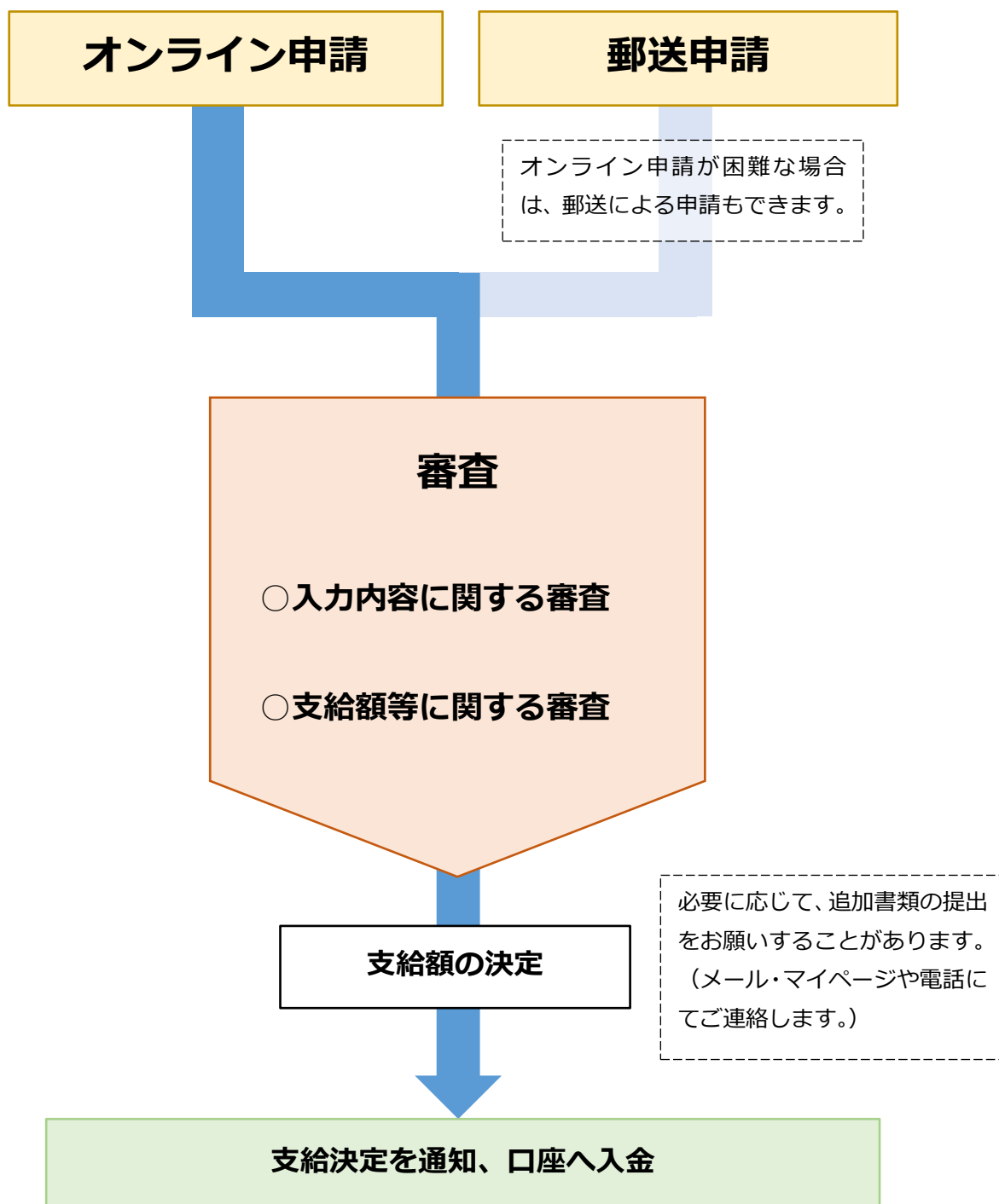
②営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金

（３）都以外の地方公共団体による、対象月における休業・時短営業の要請に伴う協力金等（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置しているもの）

※ 4 対象月について国の月次支援金の給付決定を受けていることが前提となります。

申請手続について

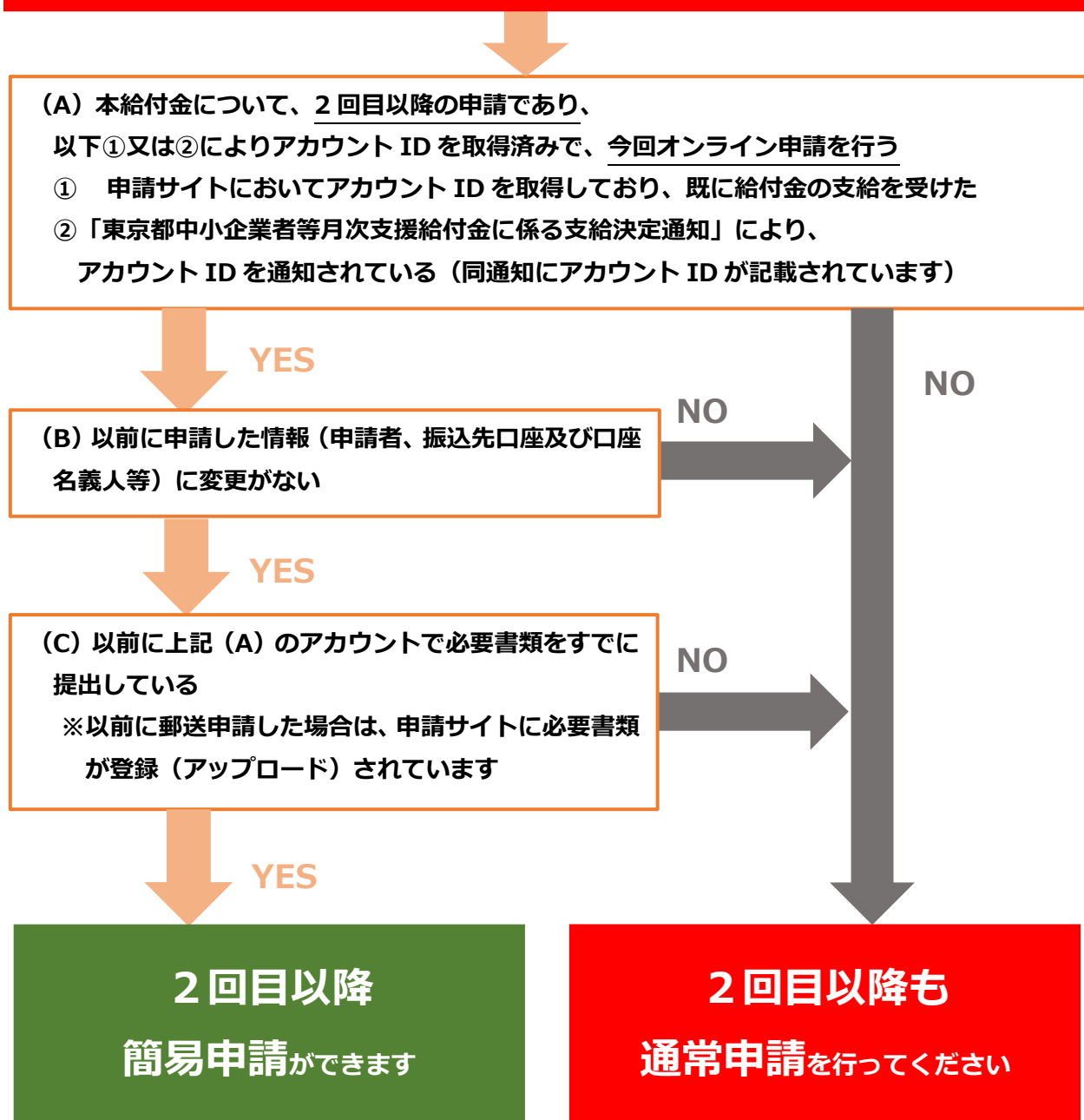
1 申請及び審査の流れ



2 月次支援給付金の申請簡素化

- 複数月分の給付金の支給を1回にまとめて申請することも、月ごとに分けて順次申請することもできます。
(但し、オンライン申請の場合は、申請期間ごとの受付となります。)
- 申請時には、**オンライン申請、又は郵送申請を選択できます**。なお、1回目に郵送申請をして、2回目以降オンライン申請に切り替えることもできます。
- 初回の申請では、全ての書類を提出してください(通常申請)。
2回目以降の申請では、オンライン申請において提出書類を一部簡素化(簡易申請) できます。
- 簡易申請においては、以下の書類の提出を省略することができます。
 - ・確定申告書類の控えの写しや本人確認書類の写し(運転免許証等)等
- 簡易申請・通常申請を問わず、2回目以降の申請では、以下の書類の提出は省略可です。
 - ・確認書、酒類販売業免許通知書の写し等

初回の申請では、全ての書類を提出してください(通常申請)



3 申請に必要な書類

(1) 中小企業等の提出書類

- ・提出された書類は、返却いたしませんので、**写し**を提出してください（申請書・確認書以外）。
- ・国の月次支援金に加算して支給（月間売上減少率 50%以上）と申請する場合は、原則、国に提出したものと同一ものを提出してください。
- ・申請書（様式第 1 号）及び確認書（様式第 2 号）については、14 ページ以降の様式を確認してください（コピーして使用してください）。
- ・郵送申請の場合、提出書類は、すべて **A4 サイズ**で準備してください。

（○：要提出、△：要保存、－：省略可）

	書類	通常申請 (1 回目のオンライン・郵送申請 2 回目以降の郵送申請)	簡易申請 (2 回目以降のオンライン申請)
1	国の月次支援金の給付通知書の写し	○ (※ 1)	○ (※ 1)
2	申請書（様式第 1 号）	○	○
3	令和 3 年の対象月の売上台帳等の写し	○ (※ 2)	○ (※ 2)
4	確定申告書類の控えの写し	○	－
5-1	履歴事項全部証明書の写し (国の法務局の窓口等で取得)	○	－
6	振込先口座及び口座名義人が確認できる書類の写し（通帳等）	○	－
7	確認書（様式第 2 号）	○ (※ 3)	－
8	酒類販売業免許通知書の写し又は 酒類製造免許通知書の写し等	○ (※ 3 ※ 4)	－

※ 1 国の月次支援金に加算して支給（月間売上減少率 50%以上）と申請する場合のみ提出してください。

※ 2 酒類販売事業者として月間売上減少率が 2 ヶ月連続で 15%以上の支給又は業種問わず月間売上減少率が 2 ヶ月連続で 30%以上の支給と申請する場合、令和 3 年の対象月と対象月前月の売上台帳等それぞれの写しを提出してください。なお、以前の申請で既に提出している場合は、提出は省略可です。

※ 3 2 回目以降の申請の場合、簡易申請・通常申請を問わず、提出は省略可です。

※ 4 酒類販売事業者のみ提出してください。

保存書類

- ・申請後に提出を求める場合がありますので、電磁的記録等により 7 年間保存してください。

	書類	通常申請 (1 回目のオンライン・郵送申請 2 回目以降の郵送申請)	簡易申請 (2 回目以降のオンライン申請)
1	飲食店の休業・時短営業等の影響や外出自粛の影響がわかる書類	△ (要保存)	△ (要保存)

(2) 個人事業者等の提出書類

- ・提出された書類は、返却いたしませんので、**写し**を提出してください（申請書・確認書以外）。
- ・国の月次支援金に加算して支給（月間売上減少率 50%以上）と申請する場合は、原則、国に提出したものと同一ものを提出してください。
- ・申請書（様式第 1 号）及び確認書（様式第 2 号）については、14 ページ以降の様式を確認してください（コピーして使用してください）。
- ・郵送申請の場合、提出書類は、すべて **A4 サイズ**で準備してください。

（○：要提出、△：要保存、—：省略可）

	書類	通常申請 (1 回目のオンライン・郵送申請 2 回目以降の郵送申請)	簡易申請 (2 回目以降のオンライン申請)
1	国の月次支援金の給付通知書の写し	○ (※ 1)	○ (※ 1)
2	申請書（様式第 1 号）	○	○
3	令和 3 年の対象月の売上台帳等の写し	○ (※ 2)	○ (※ 2)
4	確定申告書類の控えの写し	○	—
5-2	本人確認書類の写し（運転免許証等）	○	—
6	振込先口座及び口座名義人が確認できる書類の写し（通帳等）	○	—
7	確認書（様式第 2 号）	○ (※ 3)	—
8	酒類販売業免許通知書の写し又は酒類製造免許通知書の写し等	○ (※ 3 ※ 4)	—
9	業務委託契約等収入があることを示す書類の写し	○ (※ 5)	—

※ 1 国の月次支援金に加算して支給（月間売上減少率 50%以上）と申請する場合のみ提出してください。

※ 2 酒類販売事業者として月間売上減少率が 2 ヶ月連続で 15%以上の支給又は業種問わず月間売上減少率が 2 ヶ月連続で 30%以上の支給と申請する場合、令和 3 年の対象月と対象月前月の売上台帳等それぞれの写しを提出してください。なお、以前の申請で既に提出している場合は、提出は省略可です。

※ 3 2 回目以降の申請の場合、簡易申請・通常申請を問わず、提出は省略可です。

※ 4 酒類販売事業者のみ提出してください。

※ 5 主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者のみ提出してください。業務委託契約等収入とは、①雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入であり、かつ、②税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるものであることを満たすものです。

保存書類

- ・申請後に提出を求める場合がありますので、電磁的記録等により 7 年間保存してください。

	書類	通常申請 (1 回目のオンライン・郵送申請 2 回目以降の郵送申請)	簡易申請 (2 回目以降のオンライン申請)
1	飲食店の休業・時短営業等の影響や外出自粛の影響がわかる書類	△ (要保存)	△ (要保存)

4 申請書類の詳細

(○：要提出、△：要保存、－：省略可)

	通常申請	簡易申請	詳細
1	○	○	国の月次支援金の給付通知書の写し 【提出方法】 ・ 中小企業等、個人事業者等を問わず、国の月次支援金に加算して支給（月間売上減少率 50%以上）と申請する場合は、対象月の国の月次支援金の給付通知書の写しを提出してください。 ・ オンライン申請の場合は、スキャン又は写真で取り込み、アップロードしてください。 ・ 郵送申請の場合は、写しを提出してください。 【注意事項】 ・ 国の月次支援金の給付通知書がない場合（紛失・汚損・破損・未受領等）は、以下（１）～（３）の全ての書類を提出してください。 （１）国の月次支援金の給付額が記帳されている部分の通帳等の写し （２）通帳のオモテ面の写し及び通帳を開いた１ページ目・２ページ目の写し等 ※インターネットバンキングの場合は、口座名義人、金融機関名・コード、支店名・コード、預金種目、口座番号がわかるページ （３）国の月次支援金のマイページの写し（申請番号及び対象月が分かる部分）
2	○	○	申請書（様式第１号） 【提出方法】 ・ オンライン申請の場合は、申請サイト上で入力してください。 ・ 郵送申請の場合は、原本を提出してください。 【注意事項】 ・ 申請書（又はオンライン申請画面）の申請者欄の住所は、本人確認書類又は履歴事項全部証明書に記載の現住所と一致させてください。一致しない場合は、転居や住所相違に関する資料を提出してください。
3	○	○	令和３年の対象月の売上台帳等の写し それぞれ以下の金額が確認できる売上台帳等の写しを提出してください。売上台帳、その他の令和３年の確定申告の基礎となる書類を原則とします。 ・ 中小企業等：令和３年の対象月の月間法人事業収入額（合計） ・ 個人事業者等：令和３年の対象月の月間個人事業収入額（合計） ※主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者の場合は、令和３年の対象月の月間業務委託契約等収入額（合計） 【提出方法】 ・ オンライン申請の場合は、スキャン又は写真で取り込み、アップロードしてください。 ・ 郵送申請の場合は、写しを提出してください。 【注意事項】 ・ 国の月次支援金に加算して支給（月間売上減少率 50%以上）と申請する場合は、原則、国に提出したものと同一ものを提出してください。 ・ 酒類販売事業者として月間売上減少率が２ヶ月連続で 15%以上の支給又は業種問わず月間売上減少率が２ヶ月連続で 30%以上と申請する場合、令和３年の対象月と対象月前月の売上台帳等それぞれの写しを提出してください。なお、以前の申請で既に提出している場合、提出は省略可です。

			・基本的な事項（対象月、日付、商品名、販売先、合計金額等）が記載されている書類であれば、フォーマットの指定はありません。経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上帳などでも問題ありません。書類の名称が「売上台帳」でなくても問題ありません。 ・「2 申請書（様式第1号）」の「5 支給額に係る情報」に記入した部分については、マーカー等で色付け（白黒は除く）をしてください。
4	○	—	確定申告書類の控えの写し 以下のとおり平成 31 年（令和元年）及び令和 2 年の 2 事業年度分を提出してください。 ・中小企業等： - 確定申告書別表一の控え、法人事業概況説明書（1 ページ目、2 ページ目）の控え ・個人事業者等： （青色申告の場合）確定申告書第一表の控え、所得税青色申告決算書（1 ページ目、2 ページ目）の控え （白色申告の場合※）確定申告書第一表の控え ※所得税青色申告決算書の控えを提出しないことを選択した場合も含む （主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者の場合）確定申告書第一表の控え 【提出方法】 ・オンライン申請の場合は、スキャン又は写真で取り込み、アップロードしてください。 ・郵送申請の場合は、写しを提出してください。 【注意事項】 ・国の月次支援金に加算して支給（月間売上減少率 50%以上）と申請する場合は、原則、国に提出したものと同一ものを提出してください。 ・収受日付印が押印（e-Tax により申告した場合は、受付日時及び受付番号が印字）されているか確認してください。e-Tax による申告であって、受付日時及び受付番号が印字されていない場合は、「受信通知（メール詳細）」を追加で提出してください。 ・マイナンバーが記載されている場合は、マイナンバーを必ずマスキング（黒塗り）してください。
5 1	○	—	履歴事項全部証明書の写し ※中小企業等の場合 【提出方法】 ・オンライン申請の場合は、スキャン又は写真で取り込み、アップロードしてください。 ・郵送申請の場合は、写しを提出してください。 【注意事項】 ・本書類は法人の登記事項を証明するものであり、国の法務局の窓口等で取得することができます。 ・原則、発行から 3 ヶ月以内のものを提出してください。 - ただし、国の月次支援金に加算して支給（月間売上減少率 50%以上）と申請する場合は、国に提出したものと同一ものを提出してください。 ・発行年月日が記載されたページを含む全ページを提出してください。 ・本店移転等内容に変更がある場合は、新しいものを提出してください。
5 2	○	—	本人確認書類の写し（運転免許証等） ※個人事業主等の場合 本人確認書類は、原則、以下のとおりです。 ・運転免許証（両面）・マイナンバーカード（オモテ面のみ） ・写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）・在留カード（両面） ・特別永住者証明書（両面）・外国人登録証明書（両面） ・身体障害者手帳（手帳様式は全ページ、カード様式は両面） ・療育手帳（手帳様式は全ページ、カード様式は両面） ・精神障害者保健福祉手帳（手帳様式は全ページ、カード様式は両面）・各種健康保険証

			【提出方法】 ・オンライン申請の場合は、スキャン又は写真で取り込み、アップロードしてください。 ・郵送申請の場合は、写しを提出してください。 【注意事項】 ・国の月次支援金に加算して支給（月間売上減少率 50%以上）と申請する場合は、原則、国に提出したものと同じものを提出してください。 ・氏名、住所、生年月日が確認できる書類が必要となります。 ・住民票の異動等内容に変更がある場合は、新しいものを提出してください。 ・住民票のみでは、本人確認書類としてご使用いただけません。 ・主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者の場合は、必ず、国民健康保険証（基準年及び令和3年の対象月以降において有効であるもの）を提出してください。 ・マイナンバーが記載されている書類は、マイナンバーを必ずマスキング（黒塗り）してください。 ・健康保険証等の写しを提出される場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号等を必ずマスキング（黒塗り）してください。
6	○	—	振込先口座及び口座名義人が確認できる書類の写し（通帳等） 【提出方法】 ・オンライン申請の場合は、スキャン又は写真で取り込み、アップロードしてください。 ・郵送申請の場合は、写しを提出してください。 【注意事項】 ・通帳のオモテ面の写し及び通帳を開いた1ページ目・2ページ目の写し等を提出してください。 インターネットバンキングの場合は、口座名義人、金融機関名・コード、支店名・コード、預金種目、口座番号がわかるページを提出してください。 ・原則、口座名義人は申請者と同一であることとします。
7	○ ※	—	確認書（様式第2号） 【提出方法】 ・オンライン申請の場合は、スキャン又は写真で取り込み、アップロードしてください。 ・郵送申請の場合は、原本を提出してください。 ※以前の月の申請受付要項に掲載している様式も、そのままお使いいただけます。 ・※簡易申請・通常申請を問わず、2回目以降の申請では提出は省略可です。 【注意事項】 ・確認書の氏名は、必ず自署をお願いします（ゴム印、電子署名は使用不可）。 不備の例：氏名欄にゴム印で氏名をスタンプ、氏名欄に電子署名を貼り付け など
8	○ ※	—	酒類販売業免許通知書の写し又は酒類製造免許通知書の写し等 【提出方法】 ・オンライン申請の場合は、スキャン又は写真で取り込み、アップロードしてください。 ・郵送申請の場合は、写しを提出してください。 ※簡易申請・通常申請を問わず、2回目以降の申請では提出は省略可です。 【注意事項】 ・申請日時点で有効な免許を提出してください。 ・酒類販売業免許通知書の写し又は酒類製造免許通知書の写しの提出ができない場合は、以下①若しくは②等、酒類販売事業者であることが分かる書類を提出してください。 ①酒類販売業免許通知書の写しの代わりとなるもの（いずれか1つ） ・「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」実施状況等報告書の控えの写し ・酒類販売業免許証明書交付申請書の写し

②酒類製造免許通知書の写しの代わりとなるもの（いずれか1つ）

- ・酒税納税申告書の控えの**写し**
- ・酒類製造免許証明書交付申請書の**写し**

業務委託契約等収入があることを示す書類の写し

※主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者のみ提出してください

- ・基準年（平成31年（令和元年）又は令和2年）の収入が業務委託契約等収入であることを示す書類の**写し**を提出してください。なお、業務委託契約等を複数結んでいる場合は、少なくとも任意の1つの業務委託契約等に関する書類の**写し**を提出してください。

【提出方法】

- ・オンライン申請の場合は、スキャン又は写真で取り込み、アップロードしてください。
- ・郵送申請の場合は、**写し**を提出してください。

【注意事項】

- ・主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者のみ提出してください。下図「確定申告書第一表」において、①事業収入の欄が空欄（0円）であり、かつ、②「収入金額等」の欄（「総合譲渡」、「一時」を除く。）のうち、「雑 業務」、「雑 その他」及び「給与」の欄（確定申告書第一表の㊸、㊹及び㊺）に含まれる「業務委託契約等に基づく事業活動からの収入」がそれぞれの収入区分（㊸～㊺）の中で最も大きい場合が該当します。
- ・確定申告書第一表の「収入金額等」の欄のうち、「雑 業務」、「雑 その他」及び「給与」（㊸、㊹及び㊺）の**それぞれの欄に含まれる年間の「業務委託契約等に基づく事業活動からの収入」の額及びそれらの合計額**を余白に補記してください。
- ・余白への補記が難しい場合は、別紙にご記載頂いても構いません。（別紙の場合は、記載された**基準年**の年間の「業務委託契約等に基づく事業活動からの収入」の額が、「雑 業務」、「雑 その他」及び「給与」のうち、**どの収入区分に対応するか分かるように記載してください。**）
- ・補記した、各欄に含まれる年間の「業務委託契約等に基づく事業活動からの収入」の金額及びそれらの合計額に**マーカーで線を引いてください。**

確定申告書第一表記載例（余白に記載する場合）

収入区分	収入金額等	雑収入	総合譲渡収入
給与収入	150,000円		
公的年金収入	160,000円		
雑収入	300,000円		
その他	200,000円		
合計	460,000円		

(別紙の記載例)

業務委託契約等に基づく事業活動からの収入

		金額
給与	㉠	150,000
業務	㉡	160,000
その他	㉢	150,000
合計		460,000

・以下①～③の書類の中からいずれか2つを提出してください。詳細は下図「提出書類組み合わせ表」で確認してください。

①業務委託契約書等の写し

②支払調書の写し、源泉徴収票の写し、給与に係る支払明細書（給与明細等）の写し、業務委託に係る支払明細書の写しのいずれか1つ

③通帳の写し（申請者本人名義の通帳であることが分かる部分及び報酬が支払われたことが分かる部分）

・月間売上減少率 50%以上（国の月次支援金に加算して支給）の場合は、原則、下記①～③の書類のうち、国に提出したものと同じものを提出してください。

提出書類組み合わせ表

			1つめの書類						
			① 業務委託 契約書等 の写し	② 支払調書の写し・源泉徴収票の写し・支払明細書の写し					③ 通帳の写し
				いずれか1つ					
				支払調書 の写し	源泉徴収票 の写し	給与に係る 支払明細書 (給与明細書) の写し	業務委託に係る 支払明細書 の写し (※1)		
2 つ め の 書 類	①	業務委託 契約書等 の写し		○	○	○	○	○	
	② い ず れ か 1 つ	支払調書 の写し	○					○	
		源泉徴収票 の写し	○						
		給与に係る 支払明細書 (給与明細書) の写し	○						
		業務委託に係る 支払明細書 の写し (※1)	○					○	
	③	通帳の写し	○	○			○		

※1 支払者の署名のあるものに限りします。

			・ 1 つめの書類で「源泉徴収票の写し」又は「給与に係る支払明細書（給与明細等）の写し」を選んだ場合は、①の書類が必須となります。（例：「源泉徴収票の写し」と「通帳の写し」や、「給与に係る支払明細書（給与明細等）の写し」と「通帳の写し」等の組み合わせによる申請はできません） ・ ②の書類同士の組み合わせによる申請はできません。 ・ どの組み合わせで提出する場合も、同一の業務委託契約等に関するものであることが、契約当事者、支払者等の名称等から分かるものに限ります。（例：「業務委託契約書等」の発注者と、「支払調書の写し」の支払者が同一等）
--	--	--	--

5 保存書類の詳細

申請後に提出を求める場合がありますので、電磁的記録等により7年間保存してください。

	通常申請	簡易申請	詳細
			飲食店の休業・時短営業等の影響や外出自粛の影響がわかる書類 下記フロー図により、①～⑤の書類のうち必要なものを保存してください。 ①自らの販売・提供先との反復継続した取引又は消費者との継続した取引を示す帳簿書類及び通帳（帳簿書類例：売上台帳、請求書・領収書） ②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置等（以下「対象措置」という）を実施する都道府県消費者向けの事業を行っている商品・サービスの一覧表、店舗写真及び賃貸借契約書・登記簿（上記事業を営んでいることが分かる場合は許認可書で代用可） ③対象措置実施都道府県消費者との継続した取引を示す顧客データ又は自ら実施した顧客調査結果 ④自らの販売・提供先が対象措置実施都道府県の消費者と継続した取引を行っている事業者であることを示す書類 ⑤自らの販売・提供先が対象措置実施都道府県の消費者と継続した取引を行っている事業者と反復継続した取引を行っていることを示す書類・統計データ
1	△	△	保存書類のフロー <pre> graph TD A[対象措置が実施された都道府県の休業・時短営業の要請を受けた飲食店と反復継続した取引] -- YES --> B[①] A -- NO --> C[対象措置が実施された都道府県の個人顧客と継続した取引を行っている] C -- YES --> D[主に対面でその個人顧客と取引を行っている] C -- NO --> E[①③] D -- YES --> F[①②] D -- NO --> E G[個人事業者又は法人の顧客と継続した取引を行っており、その顧客は、対象措置が実施された都道府県の個人顧客と直接に継続した取引を行っている] -- "YES (直接・継続的に取引している)" --> H[①④] G -- "NO (他社経由で継続的に取引している)" --> I[①⑤] </pre> 必要書類 ① ①② ①③ ①④ ①⑤

申請様式集

- ・ 申請書（様式第 1 号）
- ・ 確認書（様式第 2 号）

- ・ 「申請に必要な書類」の一覧を確認してください。
（中小企業等：6 ページ、個人事業者等：7 ページ）
- ・ コピーして使用してください。
- ・ 様式は、本給付金ポータルサイトから取得することもできます。
（URL）<https://tokyogetsuji.metro.tokyo.lg.jp>

東京都中小企業者等月次支援給付金 申請書

東京都知事 殿

東京都中小企業者等月次支援給付金の支給を申請します。

なお、下に記載した事項については事実と相違ありません。

記入日

令和

年

月

日

1 申請者の情報

中小企業等の方

本店所在地	〒															都・道 府・県					区・市 町・村				
フリガナ																									
法人名																									
代表者職名											代表者氏名														
資本金 (又は出資の総額)											円	設立年月日										明治・大正・昭和 平成・令和	年	月	日
常時使用する 従業員数											人	中小企業基本法上の業種 (該当するものに○)										卸売業	小売業	サービス業	その他
法人番号																	※ 13桁で必ず記入してください。								

○ 個人事業者等の方の「住所」欄には、添付の本人確認書類記載の住所を記入してください。

○ 個人事業者等の方で、下記 4 の口座名義人が屋号・雅号である場合は、「屋号・雅号」欄を記入してください。

○ 個人事業者等の方で、主たる収入を「雑所得」又は「給与所得」として確定申告を行っている場合、「確定申告上の主たる収入」欄にチェックをつけてください。

個人事業者等の方

住所	〒															都・道 府・県					区・市 町・村
フリガナ																					
氏名																					
生年月日	明治・大正 昭和・平成		年		月		日	開業年月日	明治・大正・昭和 平成・令和		年		月		日						
屋号・雅号																					
確定申告上の 主たる収入	☐	主たる収入を雑所得又は給与所得で、確定申告を行った個人事業者である															※ 該当する場合のみチェックを入れてください。				

2 酒類販売事業者の情報

※ 酒類販売事業者とは、申請日時時点で有効な酒税法（昭和15年法律第35号）第7条に規定する酒類の製造免許又は第9条に規定する酒類の販売業免許を受けている事業者をいいます。

☐

酒類販売事業者である

※ 該当する場合は必ずチェックしてください。

3 担当者名及び連絡先

担当者 (日中連絡が とれる方)	フリガナ																					
	氏名																					
	電話											携帯電話										
	メール アドレス																					

4 給付金振込先情報

振込先金融機関名										金融機関コード					本・支店名					支店コード			預金種目	
銀行・信用金庫 信用組合・農協															本店 支店								普通 当座	
口座番号（右詰めで記入）										口座名義人（カタカナ）														

2 ページ目も記入・提出してください。

コピーして使用してください

5 支給額に係る情報

対象月 ^{※1}	令和3年		月	令和3年		月	令和3年		月
基準月	☐ 平成31・令和元年 ☐ 令和2年			☐ 平成31・令和元年 ☐ 令和2年			☐ 平成31・令和元年 ☐ 令和2年		
2ヶ月連続の適用 ^{※2} (適用する場合は該当する月にチェックを記入)	☐ 6・7月	☐ 7・8月		☐ 6・7月	☐ 7・8月		☐ 6・7月	☐ 7・8月	
	☐ 8・9月	☐ 9・10月		☐ 8・9月	☐ 9・10月		☐ 8・9月	☐ 9・10月	
【月間売上額の減少状況】									
基準月の月間売上額 ^{※3}	A		円	A		円	A		円
対象月の月間売上額	B		円	B		円	B		円
月間売上減少額	A-B		円	A-B		円	A-B		円
月間売上減少率 (小数点第2位を切り捨て)	(A-B)/A×100		%	(A-B)/A×100		%	(A-B)/A×100		%
【国の月次支援金の給付状況】 ^{※4} 国の月次支援金の給付決定を受けている場合は、国の給付通知書の写しを添付の上、記入してください。									
国の月次支援金の申請番号									
国の月次支援金の給付額			円			円			円

※1 【対象月】

- 対象月とは、令和3年の4月以降のうち、平成31年（令和元年）又は令和2年の同月比で売上が30%以上減少した月のことをいいます。
ただし、酒類販売事業者として月間売上減少率が2ヶ月連続で15%以上の場合も対象となります。
- 申請する対象月を記入してください。
(例) 10月において2ヶ月連続の月間売上減少率を適用する場合 → 「10」月と記入。

※2 【2ヶ月連続の適用】

- 月間売上減少率を2ヶ月連続と適用する場合は、該当の組み合わせにチェックをつけてください。
- 2ヶ月連続の適用を行う場合、前月の情報の記載の際、対象月は「対象月前月」、基準月は「基準月前月」と読み替えます。
- 対象月前月に特例申請の情報を有している場合は、対象月及び基準月、月間売上減少率等、それぞれに対応する情報を記入してください。

※3 【月間売上額の減少状況】

- 基準月の月間売上額（Aの金額）については、確定申告書類等に記載されている月間売上額を基に記入してください。
※ 個人事業者等の方で、白色申告の場合などにより基準月の月間売上金額が確認できない場合は、基準月の月間売上額（Aの金額）は「年間売上額÷12」により算出した金額を記入してください。
- ※ 個人事業者等の方で、主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告をしている場合は、基準月の月間売上額（Aの金額）は「年間業務委託契約等収入額÷12」により算出した金額を記入してください。
- 対象月の月間売上額（Bの金額）については、添付書類として提出する売上台帳等に記載されている月間売上額を記入してください。
- 基準月、対象月ともに、月間売上額には新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金、助成金を除いた額で記入してください。

※4 【国の月次支援金の給付状況】

- 対象月について、国の月次支援金の給付決定を受けている場合には、原則、国の給付通知書の写しを添付の上、申請番号及び給付額を記入してください。
国の給付通知書がない場合は、「申請書類の詳細」を参照いただき代替書類を提出してください。

【酒類販売事業者として月間売上減少率が2ヶ月連続で15%以上の支給と申請する場合】

- 令和3年の対象月と対象月前月、令和元年又は令和2年の基準月と基準月前月、2ヶ月分の情報を記入してください。

(注) この申請書は、申請期間内であれば10月分以外を対象月とする申請においても使用することができます。
複数月の申請に際して欄が不足する場合は、申請書2ページ目をコピーして使用してください。

コピーして使用してください

東京都中小企業者等月次支援給付金 申請書

東京都知事 殿

東京都中小企業者等月次支援給付金の支給を申請します。

なお、下に記載した事項については事実と相違ありません。

記入日

令和

3

年

●

月

▲

日

1 申請者の情報

中小企業等の方

本店所在地	〒163-8001	東京	都・道 府・県	新宿	区・市 町・村
フリガナ	カブシキガイシャ トチョウサンギョウ				
法人名	株式会社 都庁産業				
代表者職名	代表取締役		代表者氏名	都庁 太郎	
資本金 (又は出資の総額)	1億	円	設立年月日	明治・大正・昭和 平成・令和	17年4月2日
常時使用する 従業員数	290	人	中小企業基本法上の業種 (該当するものに○)	卸売業	小売業 サービス業 <u>その他</u>
法人番号	1	2	3	4	5 6 7 8 9 0 0 0 0

○ 個人事業者等の「住所」欄には、添付の本人確認書類記載の住所を記入してください。

○ 個人事業者等の方で、下記 2 の口座名義人が屋号・雅号である場合は、「屋号・雅号」欄を記入してください。

○ 個人事業者等の方で、主たる収入を「雑所得」又は「給与所得」として確定申告を行っている場合、「確定申告上の主たる収入」欄にチェックをつけてください。

個人事業者等の方

住所	〒	-	都・道 府・県	区・市 町・村
フリガナ				
氏名				
生年月日	明治・大正 昭和・平成	年	月	日
屋号・雅号				
確定申告上の 主たる収入	☐	主たる収入を雑所得又は給与所得で、確定申告を行った個人事業者である		

2 酒類販売事業者の情報

※ 酒類販売事業者とは、申請日時点で有効な酒税法（昭和15年法律第35号）第7条に規定する酒類の製造免許又は第9条に規定する酒類の販売免許を受けている事業者をいいます。

4

☒ 酒類販売事業者である

※ 該当する場合は必ずチェックしてください。

3 担当者名及び連絡先

担当者	フリガナ	トチョウ シロウ		
〔日中連絡が とれる方〕	氏名	都庁 次郎		
	電話	03-●●●●-●●●●	携帯電話	080-▲▲▲▲-▲▲▲▲
	メール アドレス	totyosangyo@●●●●. ▲▲▲. jp		

4 給付金振込先情報

振込先金融機関名	金融機関コード	本・支店名	支店コード	預金種目
都庁	銀行・信用金庫 信用組合・農協	西新宿	本店 支店	普通 当座
口座番号（右詰めで記入）	口座名義人（カタカナ）			
7 6 5 4 3 2 1	カトチョウサンギョウ			

2ページ目も記入・提出してください。

① 法人番号【中小企業等】

法人の場合は13桁の法人番号を必ず記入してください。

② 氏名【個人事業者等】

個人事業者等の方は、氏名欄に「屋号」ではなく、申請者の個人名を記入してください。

③ 確定申告上の主たる収入【個人事業者等】

主たる収入を、雑所得又は給与所得で確定申告を行った個人事業者等の方に該当する場合、必ずチェックを入れてください。（該当する場合、提出書類や、基準月の月間売上額の算出方法が異なります。）

④ 酒類販売事業者の情報

該当する場合は必ずチェックを入れてください。

⑤ 担当者名及び連絡先

▶ 日中連絡の取れる方の情報を必ず記入してください。審査に関するお問い合わせをすることがあります。

▶ 電話番号と携帯電話番号のうち、少なくとも一方は必ず記入してください。

⑥ 給付金振込先情報

▶ 金融機関は東京都公金収納取扱金融機関をご利用ください。

▶ 支店コードは通帳等でご確認ください。ゆうちょ銀行の場合、通帳等に記載の記号・番号は支店コードとは異なりますので、ゆうちょ銀行のホームページ又はお近くのゆうちょ銀行でご確認ください。

▶ 普通預金の場合は「普通」に、当座預金の場合は「当座」に○をつけてください

▶ 預金通帳等の表紙裏面のカナ口座名義人を転記してください。英数字や記号はそのまま転記してください。

記入例

様式第1号
2ページ目

5 支給額に係る情報

対象月 ^{※1}	令和3年	9	月	令和3年	10	月	令和3年		月
基準月	☒ 平成31・令和元年 令和2年			☒ 平成31・令和元年 令和2年			☐ 平成31・令和元年 令和2年		
2ヶ月連続の適用 ^{※2} (適用する場合は該当する月にチェックを記入)	☐ 6・7月	☐ 7・8月		☐ 6・7月	☐ 7・8月		☐ 6・7月	☐ 7・8月	
	☐ 8・9月	☐ 9・10月		☐ 8・9月	☒ 9・10月		☐ 8・9月	☐ 9・10月	
【月間売上額の減少状況】									
基準月の月間売上額 ^{※3}	A	1,000,000	円	A	1,000,000	円	A		円
対象月の月間売上額	B	500,000	円	B	700,000	円	B		円
月間売上減少額	A-B	500,000	円	A-B	300,000	円	A-B		円
月間売上減少率 (小数点第2位を切り捨て)	(A-B)/A×100	50.0	%	(A-B)/A×100	30.0	%	(A-B)/A×100		%
【国の月次支援金の給付状況】 ^{※4} 国の月次支援金の給付決定を受けている場合は、国の給付通知書の写しを添付の上、記入してください。									
国の月次支援金の申請番号		●●●●●●●●							
国の月次支援金の給付額		200,000	円			円			円

⑦ 基準月の記入

平成31年(令和元年)又は令和2年における対象月と同じ月及びその属する年をチェックして月を記入してください。

⑧ 2ヶ月連続の適用

適用する場合はチェックを入れて、選択した対象月と対象月前月の月間売上額の情報を記入してください。
なお、以前に申請している場合、記入は省略可です。

⑨ 月間売上金額の減少状況

- ▶ 基準月の月間売上額には、原則として、添付書類で提出していただく**確定申告書類に記載の「月別の売上高等」の欄**を基に記入してください。詳細は、23ページを参照してください。
- ▶ 個人事業者等の方で、白色申告の場合などにより、「**基準月の月間売上額が確認できない場合**」とは、**青色申告を行っている者で、次の(a)から(c)のいずれかに該当する場合を指します。**
 - (a) 所得税青色申告決算書の控えを提出しないことを選択した場合
 - (b) 所得税青色申告決算書に月間事業収入の記載がない場合又は記載の必要がない場合
 - (c) 確定申告書に所得税青色申告決算書(農業所得用)の控えを添付した場合

▶ **対象月の月間売上額**は、添付書類で提出していただく**売上台帳等**を基に記入してください。

⑩ 国の月次支援金の給付状況

国の月次支援金の給付決定を受けている場合は、**必ず申請番号及び給付額**を記入してください。

※ 申請書の欄が不足する場合は、申請書2ページ目をコピーして使用してください。

記入例

様式第1号
2ページ目

【酒類販売事業者として月間減少率が2ヵ月連続で15%以上の支給を申請する場合】

5 支給額に係る情報

対象月 ^{※1}	令和3年	9	月	令和3年	10	月	令和3年		月
基準月	☒ 平成31・令和元年 令和2年			☒ 平成31・令和元年 令和2年			☐ 平成31・令和元年 令和2年		
2ヶ月連続の適用 ^{※2} (適用する場合は該当する月にチェックを記入)	☐ 6・7月	☐ 7・8月		☐ 6・7月	☐ 7・8月		☐ 6・7月	☐ 7・8月	
	☐ 8・9月	☐ 9・10月		☐ 8・9月	☒ 9・10月		☐ 8・9月	☐ 9・10月	
【月間売上額の減少状況】									
基準月の月間売上額 ^{※3}	A	1,000,000	円	A	1,000,000	円	A		円
対象月の月間売上額	B	500,000	円	B	850,000	円	B		円
月間売上減少額	A-B	500,000	円	A-B	150,000	円	A-B		円
月間売上減少率 (小数点第2位を切り捨て)	(A-B)/A×100	50.0	%	(A-B)/A×100	15.0	%	(A-B)/A×100		%
【国の月次支援金の給付状況】 ^{※4} 国の月次支援金の給付決定を受けている場合は、国の給付通知書の写しを添付の上、記入してください。									
国の月次支援金の申請番号		●●●●●●●●							
国の月次支援金の給付額		200,000	円			円			円

確 認 書

私は、東京都中小企業者等月次支援給付金事務取扱要綱（以下、「本要綱」とする。）の定めにより、「東京都中小企業者等月次支援給付金」の支給を申請するに当たり、下記の内容について、間違いありません。

記

- ・ 支給要件を満たし、不支給要件に該当していません。
- ・ 提出した書類を含む申請した情報に虚偽はありません。不正等が判明した場合は、本給付金全額の返還等に応じるとともに、本給付金と同額の違約金を支払い、これ以降の申請を辞退します。
- ・ 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置等に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けたことによる売上額の減少に相違ありません。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金等の支給対象ではなく、本要綱に基づく給付金と同一対象期間において併給が認められていない他の協力金・支援金等との併給を受けません。
- ・ 酒類販売事業者として本要綱に基づく給付金を申請する場合には、飲食店の休業・時短営業の影響があることを要件としており、これを満たしていることに相違ありません。
- ・ 事業の継続・立て直しやそのための取組を継続的に実施します。
- ・ 所定の保存書類を電磁的記録等により7年間保存します。
- ・ 東京都から検査・報告・是正等の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・ 東京都が実施する関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じます。
- ・ 提出した書類を含む申請した情報を、行政機関等から求めがあった場合、提供します。
- ・ 申請書類等に記載された情報を、税務情報として使用することに同意します。
- ・ 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。
- ・ 以上の事項を含め本要綱に従うことに同意します。

以上

令和 年 月 日

東京都知事 殿

所 在 地 _____

法 人 名 _____ (法人のみ)

代 表 者 職 _____ (法人のみ)

氏 名 _____

※ 氏名は自署してください。

コピーして使用してください

確 認 書

私は、東京都中小企業者等月次支援給付金事務取扱要綱（以下、「本要綱」とする。）の定めにより、「東京都中小企業者等月次支援給付金」の支給を申請するに当たり、下記の内容について、間違いありません。

記

- ・ 支給要件を満たし、不支給要件に該当していません。
- ・ 提出した書類を含む申請した情報に虚偽はありません。不正等が判明した場合は、本給付金全額の返還等に応じるとともに、本給付金と同額の違約金を支払い、これ以降の申請を辞退します。
- ・ 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置等に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けたことによる売上額の減少に相違ありません。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金等の支給対象ではなく、本要綱に基づく給付金と同一対象期間において併給が認められていない他の協力金・支援金等との併給を受けません。
- ・ 酒類販売事業者として本要綱に基づく給付金を申請する場合には、飲食店の休業・時短営業の影響があることを要件としており、これを満たしていることに相違ありません。
- ・ 事業の継続・立て直しやそのための取組を継続的に実施します。
- ・ 所定の保存書類を電磁的記録等により7年間保存することに同意します。
- ・ 東京都から検査・報告・是正等の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・ 東京都が実施する関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じます。
- ・ 提出した書類を含む申請した情報を、行政機関等から求めがあった場合、提供することに同意します。
- ・ 申請書類等に記載された情報を、税務情報として使用することに同意します。
- ・ 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。
- ・ 以上の事項を含め本要綱に従うことに同意します。

以上

令和 3 年 11 月 19 日

東京都知事 殿

所在地 東京都 新宿区 西新宿 2-8-1 2階

法人名 株式会社 都庁産業 (法人のみ)

代表者職 代表取締役 (法人のみ)

氏名 都方 太郎

※ 氏名は自署してください。

コピーして使用してください

申請期間及び申請方法

1 申請期間

<10月分>

申請開始：令和3年11月5日（金曜日）※特例申請(32ページ) 受付開始は11月下旬を予定

申請期限：令和4年2月28日（月曜日）

（注）・複数月分の給付金の支給を1回にまとめてご申請いただくことも、月ごとに分けて順次ご申請いただくこともできます。（但し、オンライン申請の場合は、申請期間ごとの受付となります。）なお、酒類販売事業者として月間売上減少率が2ヶ月連続で15%以上の支給に申請する場合は、申請書には2ヶ月分の情報を記入してください。

2 申請方法

（1）オンライン申請

本給付金ポータルサイトから申請できます。

（URL）<https://tokyogetsuji.metro.tokyo.lg.jp>

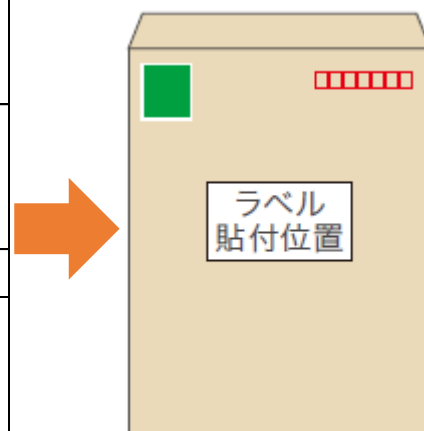


（2）郵送申請

提出書類を次の宛先に郵送することで申請できます。申請期限の消印有効です。

- ・提出書類は、全て **A4サイズ** にしてください。
- ・下記の郵送申請用ラベルを複写し、必要事項を記入のうえ封筒に糊付けてください。
- ・切手を貼付して簡易書留など**郵便物の追跡ができる方法**で郵送してください。
- ・封筒の裏面に**差出人の住所・氏名**を必ず記載してください。
- ・**申請する対象月**を**赤字**で記載してください。記載例：（10月分申請在中）

送付先	〒111-8691 浅草郵便局 私書箱121号 東京都中小企業者等月次支援給付金 申請受付
申請者氏名	
送付前チェックリスト	
☐ 国の月次支援金の給付通知書の写しを添付した。 ☐ 提出書類にマイナンバーの記載がある場合、マイナンバーを黒塗りにした。 （特に確定申告書・納税証明書ご注意ください。） ☐ 保険証の写しを提出する場合、「保険者番号及び被保険者等記号・番号」を黒塗りにした。 ☐ 売上台帳の合計金額にマーカーで色をつけた。 ☐ 申請書・確認書に本人確認書類・登記の住所・所在地を記入した。	



3 申請手続等

(1) 本給付金に関する問い合わせ先

本給付金に関する疑問や不安に解消するため、コールセンターを開設しています。なお、対面での受付・説明は行いません。ご不明な点は、コールセンターまでお電話ください。

東京都中小企業者等月次支援給付金コールセンター

(電 話) 03-6740-5984

(受付時間) 9時から19時まで(土日祝日含む)

(2) 本給付金の申請に必要な書類の入手方法

申請様式及び本要項は、本給付金ポータルサイトにてダウンロードできます。また、本申請受付要項は、東京都第一本庁舎1階総合受付などにて配布しています。

(3) 提出書類

6ページ・7ページに記載の書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、提出された書類は、返却いたしませんので、**写し**を提出してください(申請書・確認書以外)。

(4) 支給の決定

書類を受理した後、その内容を審査のうえ、適正と認められる場合は給付金を支給します。

(5) 通知

提出書類の審査の結果、本給付金を支給する又は支給しない旨の決定をしたときは、後日、支給通知又は不支給通知をお送りいたします。

本給付金の概要

趣旨

都内中小企業者等の事業の継続・立て直しやそのための取組を支援するため、国の月次支援金に加算して給付金を支給するとともに、国の給付要件を緩和し、都独自に支給を実施します。

支給額

1 対象月・基準月の月間売上額を計算してください。

(⇒方法は次ページを参照ください。)

対象月：令和3年10月

基準月：令和元年又は令和2年における対象月と同じ月

(例1) 対象月を令和3年10月とした場合、基準月は令和元年又は令和2年の10月となります。

(例2) 対象月を令和3年10月として、2ヶ月連続の月間売上減少率を適用する場合、基準月及び基準月前月は令和元年又は令和2年9月・10月となります。

2 対象月の月間売上減少率を下記の通り計算してください。

対象月の月間売上減少額 = 基準月の月間売上額 - 対象月の月間売上額

対象月の月間売上減少率 = 対象月の月間売上減少額 / 基準月の月間売上額 × 100

▶ 月間売上減少率が**30%未満**の月は**支給対象外**です。ただし、**酒類販売事業者**として月間売上減少率が**2ヶ月連続**で**15%以上**と申請する場合は、**支給対象**となります。

【月間売上額の考え方】

基準月の月間売上額

法人（中小企業等）である

YES
NO

基準月が属する事業年度の、法人概況説明書（2ページ目）に記載されている「月別の売上高等」の欄に記載の売上（収入）金額

主たる収入を事業所得としてではなく、雑所得・給与所得で確定申告した

YES
NO

基準月が属する年の確定申告書第一表における「収入金額等」の「雑業務」、「雑その他」及び「給与」の欄に記載される収入金額のうち、業務委託契約等収入（※1）であるものを12で除した額

青色申告をしている

YES
NO

基準月が属する年の確定申告書第一表における、「収入金額等」の事業欄に記載されている金額（※2）を12で除した額

下記のどれかに該当する

- ① 所得税青色申告決算書の控えを提出しないことを選択した
- ② 所得税青色申告決算書に月間事業収入の記載がない又は記載の必要がない
- ③ 確定申告書に所得税青色申告決算書（農業所得用）の控えを添付した

YES
NO

基準月が属する年の青色申告決算書（2ページ目）の「月別売上（収入）金額及び仕入金額」の欄に記載の「売上（収入）金額」の額（※2）

新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体から受けた給付金、補助金、助成金等を除外

例 持続化給付金や家賃支援給付金、J-LODlive補助金を含めた新型コロナウイルス感染症に関する給付金・補助金、新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体による休業・営業時間短縮要請・依頼に伴い支払われる協力金

基準月の月間売上額

- （※1）雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入で、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるもの
- （※2）ただし、課税特例措置により、この金額と所得税青色申告決算書における「売上（収入）金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の金額が異なる場合には、「売上（収入）金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の金額を用いることができる。

対象月の月間売上額

令和3年分の確定申告に使用する、対象月の売上台帳等の合計金額（※）

※ただし 上記助成金等を売上台帳等に計上している場合 **には、その金額を差引き**

修正後の合計金額 を台帳等に **手書き等で補記** した金額を使用してください。

対象月の月間売上額

※売上台帳等の写しを提出いただく際のお願い※

売上台帳等の写しには、「令和3年●月」と明記するとともに、月間売上額が記載されている部分（補記をした場合には、補記の部分）には、必ず **マーカー等で色** をつけていただくようお願いいたします。（⇒8ページ3の【注意事項】もご覧ください。）

《H31（R1）年・R2年》基準月の月間売上額

月	売上(収入)金額	仕入金額	外注費	人件費	運営費 家賃 税金	経費()	役員 報酬
10月	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
11月							
12月							
1月							
2月							
3月							
4月							
5月							
6月							
7月							
8月							
9月							
計							
10月 当月の 決算書							

[illegible]

基礎月		対象月		A-B	
基	準	対	象	A	B
※4 基準月の月間売上額 円		対象月の月間売上額 円		A-B 円	
月間売上減少率 (A-B)/A×100 %		月間売上減少率 (A-B)/A×100 %		月間売上減少率 (A-B)/A×100 %	

※4 基準月の月間売上額

※5 対象月の月間売上額

※6 A-B

※7 月間売上減少率

※8 (A-B)/A×100

※9 月間売上減少率

※10 (A-B)/A×100

※11 月間売上減少率

※12 (A-B)/A×100

※13 月間売上減少率

※14 (A-B)/A×100

※15 月間売上減少率

※16 (A-B)/A×100

※17 月間売上減少率

※18 (A-B)/A×100

※19 月間売上減少率

※20 (A-B)/A×100

※21 月間売上減少率

※22 (A-B)/A×100

※23 月間売上減少率

※24 (A-B)/A×100

※25 月間売上減少率

※26 (A-B)/A×100

※27 月間売上減少率

※28 (A-B)/A×100

※29 月間売上減少率

※30 (A-B)/A×100

※31 月間売上減少率

※32 (A-B)/A×100

※33 月間売上減少率

※34 (A-B)/A×100

※35 月間売上減少率

※36 (A-B)/A×100

※37 月間売上減少率

※38 (A-B)/A×100

※39 月間売上減少率

※40 (A-B)/A×100

※41 月間売上減少率

※42 (A-B)/A×100

※43 月間売上減少率

※44 (A-B)/A×100

※45 月間売上減少率

※46 (A-B)/A×100

※47 月間売上減少率

※48 (A-B)/A×100

※49 月間売上減少率

※50 (A-B)/A×100

※51 月間売上減少率

※52 (A-B)/A×100

※53 月間売上減少率

※54 (A-B)/A×100

※55 月間売上減少率

※56 (A-B)/A×100

※57 月間売上減少率

※58 (A-B)/A×100

※59 月間売上減少率

※60 (A-B)/A×100

※61 月間売上減少率

※62 (A-B)/A×100

※63 月間売上減少率

※64 (A-B)/A×100

※65 月間売上減少率

※66 (A-B)/A×100

※67 月間売上減少率

※68 (A-B)/A×100

※69 月間売上減少率

※70 (A-B)/A×100

※71 月間売上減少率

※72 (A-B)/A×100

※73 月間売上減少率

※74 (A-B)/A×100

※75 月間売上減少率

※76 (A-B)/A×100

※77 月間売上減少率

※78 (A-B)/A×100

※79 月間売上減少率

※80 (A-B)/A×100

※81 月間売上減少率

※82 (A-B)/A×100

※83 月間売上減少率

※84 (A-B)/A×100

※85 月間売上減少率

※86 (A-B)/A×100

※87 月間売上減少率

※88 (A-B)/A×100

※89 月間売上減少率

※90 (A-B)/A×100

※91 月間売上減少率

※92 (A-B)/A×100

※93 月間売上減少率

※94 (A-B)/A×100

※95 月間売上減少率

※96 (A-B)/A×100

※97 月間売上減少率

※98 (A-B)/A×100

※99 月間売上減少率

※100 (A-B)/A×100

**15%以上50%未満
国の対象外を
都独自に支給**

差引合計額: 150,000円

**対象月・基準月ともに、月間売上額から
これらの金額を除いてください。**

申請書の記入箇所

《R3年》対象月の月間売上額

国の月次支援金に加算して支給

3-①【月間売上減少率が 90%以上の場合】

1 対象月の月間売上減少額 — 国の月次支援金の給付額			
2 支給上限額	中小企業等	酒類販売事業者（※）	60 万円／月
		その他の事業者	10 万円／月
	個人事業者等	酒類販売事業者（※）	30 万円／月
		その他の事業者	5 万円／月

3-②【月間売上減少率が 70%以上 90%未満の場合】

1 対象月の月間売上減少額 — 国の月次支援金の給付額			
2 支給上限額	中小企業等	酒類販売事業者（※）	40 万円／月
		その他の事業者	10 万円／月
	個人事業者等	酒類販売事業者（※）	20 万円／月
		その他の事業者	5 万円／月

3-③【月間売上減少率が 50%以上 70%未満の場合】

1 対象月の月間売上減少額 — 国の月次支援金の給付額			
2 支給上限額	中小企業等	酒類販売事業者（※）	20 万円／月
		その他の事業者	10 万円／月
	個人事業者等	酒類販売事業者（※）	10 万円／月
		その他の事業者	5 万円／月

▶ 3-① 3-② 3-③ ひと月あたり **1** か **2** のうち いずれか少ない金額を支給

※ 申請日時点で有効な酒税法第 7 条に規定する酒類の製造免許又は同法第 9 条に規定する酒類の販売業免許を受けている者

国の対象外を都独自に支給

3-①【月間売上減少率が 30%以上 50%未満の場合】

1 対象月の月間売上減少額			
2 支給上限額	中小企業等	(業種は問いません)	10 万円／月
	個人事業者等	(業種は問いません)	5 万円／月

3-②【月間売上減少率が 2 ヶ月連続で 30%以上の場合（※ 1）】

1 対象月の月間売上減少額			
2 支給上限額	中小企業等	酒類販売事業者(※ 2)	20 万円／月
		その他事業者	15 万円／月
	個人事業者等	酒類販売事業者(※ 2)	10 万円／月
		その他事業者	7.5 万円／月

3-③【月間売上減少率が 2 ヶ月連続で 15%以上の場合（※ 3）】

1 対象月の月間売上減少額			
2 支給上限額	中小企業等	酒類販売事業者(※ 2)	10 万円／月
	個人事業者等	酒類販売事業者(※ 2)	5 万円／月

▶ 3-① 3-② 3-③ ひと月あたり **1** か **2** のうち いずれか少ない金額を支給

※ 1 令和 3 年の対象月は、月間売上減少率が 30%以上 50%未満となることが必要となり、また対象月のみが支給対象となります。

※ 2 申請日時点で有効な酒税法第 7 条に規定する酒類の製造免許又は同法第 9 条に規定する酒類の販売業免許を受けている者

※ 3 令和 3 年の対象月は、月間売上減少率が 15%以上 30%未満となることが必要となり、また対象月のみが支給対象となります。

2ヶ月連続した売上減少率に関する考え方

1 支給上限額

令和3年の対象月と対象月前月の月間売上額を、令和元年又は令和2年の基準月と基準月前月の月間売上額とそれぞれ比較して、月間売上減少率を算出します。この月間売上減少率をもとに支給上限額が決まります。（基準月及び基準月前月は、令和元年と令和2年で年が異なっても構いません。）

※2ヶ月連続の適用は、対象月7月分からです。

2 適用される業種

対象月の月間売上減少率が15%以上30%未満、かつ、2ヶ月連続で15%以上の支給 ⇒ 酒類販売事業者のみ
対象月の月間売上減少率が30%以上50%未満、かつ、2ヶ月連続で30%以上の支給 ⇒ 全事業者

3 提出書類

令和3年の対象月と対象月前月の売上台帳等それぞれの写しを提出してください。

なお、以前の申請で既に提出している場合は、提出は省略可です。

4 支給例

（例1）酒類販売事業者・中小企業等

令和3年9月の月間売上減少率15%、令和3年10月の同減少率15%の場合

月	月間売上減少率	単月で見た支給上限額の判定	2ヶ月連続で見た支給上限額の判定	支給上限額合計
9月	15%	—	—	10万円
10月	15%	0万円	10万円 (9月・10月連続15%以上の売上減少のため)	

（例2）酒類販売事業者・中小企業等

令和3年9月の月間売上減少率70%、令和3年10月の同減少率30%の場合

月	月間売上減少率	単月で見た支給上限額の判定	2ヶ月連続で見た支給上限額の判定	支給上限額合計
9月	70%	40万円	—	60万円
10月	30%	10万円	20万円 (9月・10月連続30%以上の売上減少のため)	

（例3）その他事業者・個人事業者等

令和3年9月の月間売上減少率30%、令和3年10月の同減少率30%の場合

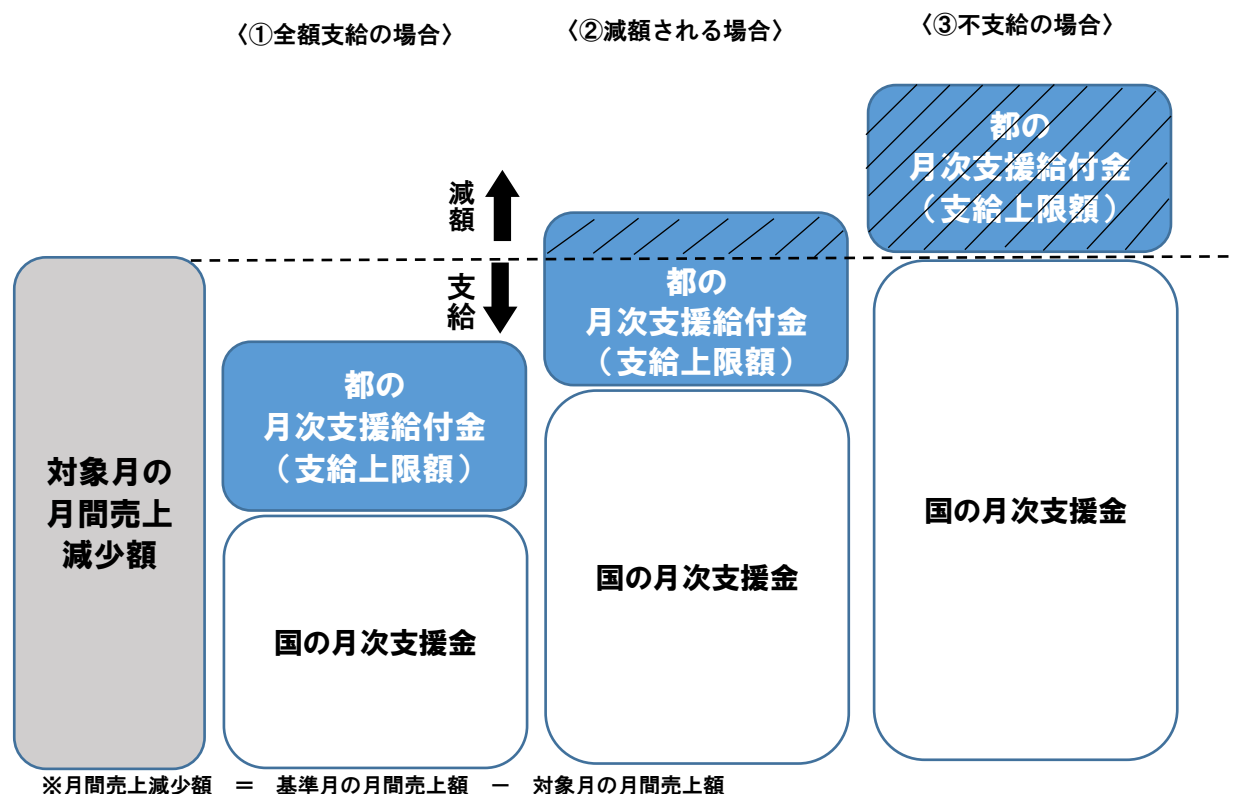
月	月間売上減少率	単月で見た支給上限額の判定	2ヶ月連続で見た支給上限額の判定	支給上限額合計
9月	30%	5万円	—	12.5万円
10月	30%	5万円	7.5万円 (9月・10月連続30%以上の売上減少のため)	

支給額の考え方

1 国の月次支援金に加算して支給の場合

申請者が国の月次支援金の給付を受けた場合は、支給上限額を限度として、国の月次支援金の給付額を対象月の月間売上減少額から差し引いた額が、支給額となります。

したがって、対象月の月間売上減少額の全額が国の月次支援金によって補填されている場合には、給付金は支給されません。（下記イメージ図）



2 国の対象外を都独自に支給の場合

月間売上減少率が 30%以上 50%未満の場合、又は酒類販売事業者として月間売上減少率が 2 ヶ月連続で 15%以上の場合、支給上限額を限度として、対象月の月間売上減少額が支給額となります。

なお、34 ページ以降の「支給額試算シート」を用いて支給額（参考値）を算出することができます。

支給要件

本給付金の支給要件は、次の全ての要件を満たす者とします。

共通要件

- 1 平成 31 年より前から事業を行っている者であり、かつ、令和 3 年 4 月 1 日時点で、都内に本店・本社がある下記の中小企業等（登記上の所在地）又は都内に住所を有する個人事業者等（本人確認書類の住所）であること

<中小企業等>

- (1) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者（個人を除く）であり、大企業が実質的に経営に参画していないこと
- (2) 個別の法律に規定される法人であって、資本金の額又は出資の総額（※）が 3 億円以下又は常時使用する従業員の数が 300 人以下であるもの
- （※）「資本金の額又は出資の総額」については、「基本金」を有する法人の場合は「基本金の額」と、一般財団法人の場合は「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替えることとする。なお、組合又はその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の 3 分の 2 以上が個人又は上記の（1）又は（2）を満たす法人であることとする。

<個人事業者等>

フリーランスを含む個人事業者（ただし、主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者¹の場合には、基準年及び対象月以降において、被雇用者又は被扶養者である者を除く。）

- 2 今後も事業の継続及び立て直しのための取組を実施する意思があること

- 3 下記の①～③のいずれかに該当すること。（酒類販売事業者として申請する場合には、①又は②に該当すること。）

- ① 下記の（ア）から（ウ）の全てに該当する飲食店²（以下、「対象飲食店」とする。）と直接の取引があること
- （ア） 緊急事態措置区域³又は措置区域⁴に所在する
- （イ） 休業又は時短営業の要請⁵を受けている

¹ 下記の①から③の全てを満たす者（A 様式の場合一部項目が申告書にないが、同様の基準で考えることとする。）

① 確定申告書第一表における「収入金額等」に「事業」の欄がない、若しくは「事業」の欄に金額の記載がない又は「0 円」である。

② 確定申告書第一表における「収入金額等」の欄うち、「給与」、「雑 業務」及び「雑 その他」の各欄に含まれる「雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入」を合計した金額（以下、「業務委託契約等収入」とする。）が、「不動産」、「利子」、「配当」、「給与」、「雑 公的年金等」、「雑 業務」及び「雑 その他」に記載される金額（ただし、当該金額に業務委託契約等収入が含まれる場合には、当該業務委託契約等収入を差し引いたもの。）の中で最も大きいこと。

③ 確定申告書第三表に記載される収入金額（譲渡所得、退職所得の収入を除く。）に、業務委託契約等収入よりも大きいものはないこと。

² 食品衛生法第 52 条の都道府県知事の許可を受けた者

³ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「法」とする。）第 32 条第 1 項第 2 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域

⁴ 法第 31 条の 4 第 1 項第 2 号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき区域のうち法第 31 条の 6 第 1 項に基づいて都道府県知事が定める区域、又は法第 24 条第 9 項に基づいて都道府県知事が定める区域

⁵ 法第 45 条第 2 項、第 31 条の 6 第 1 項又は法第 24 条第 9 項に基づいた休業又は営業時間短縮の要請

(ウ) 地方公共団体による休業又は営業時間短縮の要請に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力の金の支払対象となっている

② 対象飲食店と間接の取引があること

③ 緊急事態措置区域、重点措置区域⁶又は措置区域における、法第 45 条第 1 項又は第 24 条第 9 項に基づいた不要不急の外出又は移動の自粛による影響を受けたこと

4 確認書（様式第 2 号）の内容に同意し、同様式を提出したこと

5 以下の者ではないこと

- (1) 対象月の給付金に関する支給・不支給決定通知を受け取った者（ただし、特段の事情があると東京都知事が認める支給・不支給決定通知を受け取った者を除く。）
- (2) 無資格受給⁷又は不正受給⁸を行った者（ただし、悪質性が高くないと知事が認める無資格受給を行った者を除く。）
- (3) 支給要件を満たさないおそれがあるとして申請者に対して必要な書類の提出を求めたにもかかわらず、申請者が支給要件を満たすことを確認するに足りる対応を行わなかったことを理由として、不支給通知を受け取った者（ただし、悪質性が高くないと知事が認める者を除く。）
- (4) 国、法人税法別表第 1 に規定する公共法人
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
- (6) 政治団体
- (7) 宗教上の組織又は団体
- (8) 都による「休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金」等、対象月において**併給が認められていない給付金等の支給を受ける者**
- (9) 対象月において都による**下記の協力の金の支給対象となっている者**
 - ① 休業要請等を行う大規模施設に対する協力の金
 - ② 営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力の金
- (10) 都以外の地方公共団体による、対象月において休業・時短営業の要請に伴う協力の金等（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置しているもの）の支給対象となっている者
- (11) 前各号に掲げる者のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

6 申請者及びその代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又は同条第 4 号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が、申請者の事業の経営に事実上参画していないこと

⁶ 法第 31 条の 4 第 1 項第 2 号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき区域

⁷ 申請が支給要件を満たさないにもかかわらず本給付金を受給すること

⁸ 偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法各条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことより、本来受けることができない本給付金の支給を受けることをいう。ただし、基本情報等に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。

- 7 酒類販売事業者として申請する場合、申請日時点で有効な酒税法（昭和 15 年法律第 35 号）第 7 条に規定する酒類の製造免許又は同法第 9 条に規定する酒類の販売業免許を受けていること

追加要件 下記のどちらかを満たす必要があります

国の月次支援金に加算して支給する申請の場合、共通要件 1～7に加えて

- 8 3の影響により、月間売上減少率が 50%以上となったこと

（酒類販売事業者として申請する場合には、3①又は②の影響によること

- 9 対象月について、国の月次支援金の給付決定を受けていること

国の対象外を都独自に支給する申請の場合、共通要件 1～7に加えて

- 10 3の影響により、月間売上減少率が 30%以上 50%未満となったこと⁹

（酒類販売事業者として申請する場合には、3①又は②の影響により月間売上減少率が 30%以上 50%未満又は、対象月の月間売上減少率が 15%以上 30%未満で 2 ヶ月連続 15%以上となったこと⁹）

43 ページの「給付金チェックシート」により、給付金の支給対象が確認することができます。

その他

- （1） 本給付金支給の決定後、支給要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、都は、本給付金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、本給付金全額の返還等に応じるとともに、本給付金と同額の違約金を支払う義務を負います。
- （2） 本給付金支給事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、都は、検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- （3） 都は、提出した書類を含む申請した情報を税務情報として使用することがあります。
- （4） 都は、提出した書類を含む申請した情報を、行政機関等から求めがあった場合、提供することがあります。
- （5） 申請システムの仕様上、氏名又は法人名欄に入出力できない文字が含まれている場合は、代替文字による対応をさせていただきます。

⁹ 対象月について、国の月次支援金の給付決定を受けていないことを前提とする。

証拠書類等及び支給額の算定等に関する特例

【証拠書類等及び支給額の算定等に関する特例】について、7・8月分における制度変更を引き続き適用します。

- ※ 特例制度を利用する場合は、「東京都中小企業者等月次支援給付金 証拠書類等及び支給額の算定等に関する特例【申請書類及び制度の内容】」（以下、「特例冊子（7・8月別冊）」とする。）及び下記の変更点をご確認ください。
- ※ 10月分を申請する場合、特例冊子（7・8月別冊）に記載されている【申請受付要項】は、「東京都中小企業者等月次支援給付金【申請受付要項】10月分」の内容と読み替えて準用します。
- ※ 【証拠書類等及び支給額の算定等に関する特例】を利用する場合、審査に時間を要するため、支給までにお時間を頂くことがあります。

●適用条件（一例）

- ・下記のとおり変更する。

変更後	～と比べて 30%以上減少 している、又は、 10月分の申請 において 酒類販売事業者として月間売上減少率が2ヶ月連続で15%以上の支給と申請 する場合、対象措置影響により、対象月の月間売上額が 基準月の月間売上額と比べて15%以上減少 していること且つ、対象月前月においては基準月前月と比較して 15%以上減少 している。
-----	---

●提出書類（一例）

- ・下記のとおり変更する。

変更後	3	令和3年の対象月の売上台帳等の写し ※ 10月分の申請において、酒類販売事業者として月間売上減少率が2ヶ月連続で15%以上の支給又は業種を問わず月間売上減少率が2ヶ月連続で30%以上の支給を申請する場合、令和3年の対象月と対象月前月の売上台帳等それぞれの写しを提出してください。なお、以前の申請で既に提出している場合は、省略可です。
-----	----------	--

●申請書（一例）

- ・下記の条件に該当する場合、前月の月間売上額の減少状況等を記入する。
 - ※ ただし、**前月分の都の月次支援給付金を申請している場合は省略可**とする。
 - ① 酒類販売事業者で、月間売上減少率が15%以上30%未満であり、前月の月間売上減少率も15%以上の場合
 - ② 月間売上減少率が30%以上50%未満で、前月の月間売上減少率も30%以上の場合



10月分の特例申請の申請開始は 11月下旬を予定しています。

詳細につきましては、特例の申請開始日以降にコールセンターにご確認ください。

支給額試算シート

- ・ 本シートを、手順に従い金額を記入していくことで、試算を行うことができます。

- ① 中小企業等用 国の月次支援金に加算して支給
(売上減少率が 50%以上)
- ② 中小企業等用 国の対象外を都独自に支給
(売上減少率が 30%以上 50%未満)
- ③ 個人事業者等用 国の月次支援金に加算して支給
(売上減少率が 50%以上)
- ④ 個人事業者等用 国の対象外を都独自に支給
(売上減少率が 30%以上 50%未満)

【参考】

支給額試算シート①＜中小企業等用・国の月次支援金に加算して支給＞

10月分

手順に従い空欄に金額を記入していくことで、試算を行うことができます。

《 月 》 ※1シートで1ヶ月分の試算を行うことができます。

手順1

- ・A「基準月の月間売上額」は、添付書類として提出していただく確定申告書類に記載の「月別の売上高等」の欄を基に記入してください。
- ・B「対象月の月間売上額」は、添付書類として提出していただく売上台帳等を基に記入してください。
- ※ A, Bともに月間売上額から新型コロナウイルス対策の助成金等（持続化給付金等）を除外してください。

基準月の月間売上額（円）		対象月の月間売上額（円）		売上減少額（円）
A	－	B	=	C
売上減少額（円）		基準月の月間売上額（円）		売上減少率（％）
C	÷	A	× 100 =	D

※小数点第2位を切り捨て

- (1) Dが50%以上の場合 ⇒ 「手順2」にお進みください。
- (2) Dが50%未満の場合 ⇒ 「支給額試算シート②＜中小企業等用・国の対象外を都独自に支給＞」で再度試算してください。

手順2

売上減少額（円）		対象月における国の月次支援金（円）		売上減少額－国の月次支援金（円）
C	－	E	=	F

手順3

事業内容及び売上減少率によって上限額が異なります。㊦から㊩の中から当てはまる項目を選択し、計算してください。

㊦ 酒類販売事業者であり、売上減少率（D）が90%以上 支給上限額：60万円/月

・F≥600,000円の場合の支給額 G **600,000** 円 ・F<600,000円の場合の支給額 F 円

都の支給額は、GとFの金額でいずれか少ない金額となります。

㊧ 酒類販売事業者であり、売上減少率（D）が70%以上90%未満 支給上限額：40万円/月

・F≥400,000円の場合の支給額 H **400,000** 円 ・F<400,000円の場合の支給額 F 円

都の支給額は、HとFの金額でいずれか少ない金額となります。

㊨ 酒類販売事業者であり、売上減少率（D）が50%以上70%未満 支給上限額：20万円/月

・F≥200,000円の場合の支給額 I **200,000** 円 ・F<200,000円の場合の支給額 F 円

都の支給額は、IとFの金額でいずれか少ない金額となります。

㊩ その他の事業者であり、売上減少率（D）が50%以上 支給上限額：10万円/月

・F≥100,000円の場合の支給額 J **100,000** 円 ・F<100,000円の場合の支給額 F 円

都の支給額は、JとFの金額でいずれか少ない金額となります。

【参考】＜試算例＞

支給額試算シート①＜中小企業等用・国の月次支援金に加算して支給＞

10月分

手順に従い空欄に金額を記入していくことで、試算を行うことができます。

《 10 月 》 ※1シートで1ヶ月分の試算を行うことができます。

手順1

- ・A「基準月の月間売上額」は、添付書類として提出していただく確定申告書類に記載の「月別の売上高等」の欄を基に記入してください。
- ・B「対象月の月間売上額」は、添付書類として提出していただく売上台帳等を基に記入してください。
- ※ A, Bともに月間売上額から新型コロナウイルス対策の助成金等（持続化給付金等）を除外してください。

基準月の月間売上額 (円)		対象月の月間売上額 (円)		売上減少額 (円)
A 600,000	－	B 100,000	=	C 500,000
売上減少額 (円)		基準月の月間売上額 (円)		売上減少率 (%)
C 500,000	÷	A 600,000	× 100 =	D 83.3

※小数点第2位を切り捨て

- (1) Dが50%以上の場合 ⇒ 「手順2」にお進みください。
- (2) Dが50%未満の場合 ⇒ 「支給額試算シート②＜中小企業等用・国の対象外を都独自に支給＞」で再度試算してください。

手順2

売上減少額 (円)		対象月における国の月次支援金 (円)		売上減少額－国の月次支援金 (円)
C 500,000	－	E 200,000	=	F 300,000

手順3

事業内容及び売上減少率によって上限額が異なります。㊦から㊩の中から当てはまる項目を選択し、計算してください。

㊦ 酒類販売事業者であり、売上減少率 (D) が90%以上 支給上限額：60万円/月

・F≥600,000円の場合の支給額 G 600,000 円

・F<600,000円の場合の支給額 F

都の支給額は、GとFの金額でいずれか少ない金額となります。

㊧ 酒類販売事業者であり、売上減少率 (D) が70%以上90%未満 支給上限額：40万円/月

・F≥400,000円の場合の支給額 H 400,000 円

・F<400,000円の場合の支給額 F 300,000 円

都の支給額は、HとFの金額でいずれか少ない金額となります。

㊨ 酒類販売事業者であり、売上減少率 (D) が50%以上70%未満 支給上限額：20万円/月

・F≥200,000円の場合の支給額 I 200,000 円

・F<200,000円の場合の支給額 F

都の支給額は、IとFの金額でいずれか少ない金額となります。

㊩ その他の事業者であり、売上減少率 (D) が50%以上 支給上限額：10万円/月

・F≥100,000円の場合の支給額 J 100,000 円

・F<100,000円の場合の支給額 F 300,000 円

都の支給額は、JとFの金額でいずれか少ない金額となります。

➡ 都の支給額 酒類販売事業者：300,000円 (Fの金額)

その他の事業者：100,000円 (Jの金額)

【参考】

支給額試算シート② <中小企業等用・国の対象外を都独自に支給>

10月分

手順に従い空欄に金額を記入していくことで、試算を行うことができます。

《 月 》 ※ 1シートで1ヶ月分の試算を行うことができます。

手順1

- ・ A「基準月の月間売上額」は、添付書類として提出していただく確定申告書類に記載の「月別の売上高等」の欄を基に記入してください。
- ・ B「対象月の月間売上額」は、添付書類として提出していただく売上台帳等を基に記入してください。
- ※ A、Bともに月間売上額から新型コロナウイルス対策の助成金等（持続化給付金等）を除外してください。

$$\begin{array}{ccccc} \text{基準月の月間売上額 (円)} & & \text{対象月の月間売上額 (円)} & & \text{売上減少額 (円)} \\ A & - & B & = & C \\ \text{売上減少額 (円)} & & \text{基準月の月間売上額 (円)} & & \text{売上減少率 (\%)} \\ C & \div & A & \times 100 = & D \end{array}$$

※小数点第2位を切り捨て

- (1) Dが30%以上50%未満の場合 ⇒ 「手順2」にお進みください。
- (2) Dが30%未満の場合 → 支給対象外

※ Dが50%以上の場合は、「支給額試算シート① <中小企業等用・国の月次支援金を加算して支給>」を使用してください。

手順2

売上減少率 (D) が30%以上50%未満 支給上限額：10万円/月

・ $C \geq 100,000$ 円の場合の支給額 E **100,000** 円 ・ $C < 100,000$ 円の場合の支給額 C 円

都の支給額は、EとCの金額でいずれか少ない金額となります。

※ 事業内容に関わらず、上記計算式によって算出できます。

手順3

令和3年の対象月及び対象月前月の月間売上額が、基準月及び基準月前月の月間売上額と比べて2か月連続して30%以上減少している場合、事業内容に応じて支給上限額が変わります。下記の手順で試算してください。

$$\begin{array}{ccccc} \text{基準月前月の月間売上額 (円)} & & \text{令和3年の対象月前月の月間売上額 (円)} & & \text{前月の売上減少額 (円)} \\ G & - & H & = & I \\ \text{前月の売上減少額 (円)} & & \text{基準月前月の月間売上額 (円)} & & \text{前月の売上減少率 (\%)} \\ I & \div & G & \times 100 = & J \end{array}$$

※小数点第2位を切り捨て

Dが30%以上50%未満で、Jが30%以上の場合 ⇒ 支給上限額は㊦又は㊧に変わります

㊦ 酒類販売事業者 支給上限額：20万円/月

・ $C \geq 200,000$ 円の場合の支給額 K **200,000** 円 ・ $C < 200,000$ 円の場合の支給額 C 円

都の支給額は、KとCの金額でいずれか少ない金額となります。

㊧ その他の事業者 支給上限額：15万円/月

・ $C \geq 150,000$ 円の場合の支給額 L **150,000** 円 ・ $C < 150,000$ 円の場合の支給額 C 円

都の支給額は、LとCの金額でいずれか少ない金額となります。

【参考】＜試算例＞

支給額試算シート②＜中小企業等用・国の対象外を都独自に支給＞

10月分

手順に従い空欄に金額を記入していくことで、試算を行うことができます。

《 10 月 》 ※1シートで1ヶ月分の試算を行うことができます。

手順1

- ・A「基準月の月間売上額」は、添付書類として提出していただく確定申告書類に記載の「月別の売上高等」の欄を基に記入してください。
- ・B「対象月の月間売上額」は、添付書類として提出していただく売上台帳等を基に記入してください。
- ※ A, Bともに月間売上額から新型コロナウイルス対策の助成金等（持続化給付金等）を除外してください。

基準月の月間売上額（円）		対象月の月間売上額（円）		売上減少額（円）
A 350,000	－	B 180,000	=	C 170,000
売上減少額（円）		基準月の月間売上額（円）		売上減少率（％）
C 170,000	÷	A 350,000	× 100 =	D 48.5

※小数点第2位を切り捨て

(1) Dが30%以上50%未満の場合 ⇒ 「手順2」にお進みください。

(2) Dが30%未満の場合 → 支給対象外

※ Dが50%以上の場合は、「支給額試算シート①＜中小企業等用・国の月次支援金を加算して支給＞」を使用してください。

手順2

売上減少率（D）が30%以上50%未満 支給上限額：10万円/月

・C≥100,000円の場合の支給額 E 100,000 円 ・C<100,000円の場合の支給額 C 170,000 円

都の支給額は、EとCの金額でいずれか少ない金額となります。

※ 事業内容に関わらず、上記計算式によって算出できます。

→ 都の支給額 100,000円（Eの金額）

手順3

令和3年の対象月及び対象月前月の月間売上額が、基準月及び基準月前月の月間売上額と比べて2か月連続して30%以上減少している場合、事業内容に応じて支給上限額が異なります。下記の手順で試算してください。

基準月前月の月間売上額（円）		令和3年の対象月前月の月間売上額（円）		前月の売上減少額（円）
G 300,000	－	H 160,000	=	I 140,000
前月の売上減少額（円）		基準月前月の月間売上額（円）		前月の売上減少率（％）
I 140,000	÷	G 300,000	× 100 =	J 46.6

※小数点第2位を切り捨て

Dが30%以上50%未満で、Jが30%以上の場合 ⇒ 支給上限額は㊦又は㊧に変わります

㊦ 酒類販売事業者 支給上限額：20万円/月

・C≥200,000円の場合の支給額 K 200,000 円 ・C<200,000円の場合の支給額 C 170,000 円

都の支給額は、KとCの金額でいずれか少ない金額となります。

㊧ その他の事業者 支給上限額：15万円/月

・C≥150,000円の場合の支給額 L 150,000 円 ・C<150,000円の場合の支給額 C 170,000 円

都の支給額は、LとCの金額でいずれか少ない金額となります。

→ 都の支給額 酒類販売事業者：170,000円（Cの金額）

（2か月連続の場合） その他の事業者：150,000円（Lの金額）

【参考】

支給額試算シート③ <個人事業者等用・国の月次支援金に加算して支給>

10月分

手順に従い空欄に金額を記入していくことで、試算を行うことができます。

《 月 》 ※1シートで1ヶ月分の試算を行うことができます。

手順1

- ・A「基準月の月間売上額」は、添付書類として提出していただく確定申告書類に記載の「月別の売上高等」の欄を基に記入してください。
- ※ 白色申告の場合などにより「平成31年（令和元年）又は令和2年月間売上額」が確認できない場合、Aは「年間売上額÷12」により算出した金額を記入してください。また、主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告をしている場合、Aは「年間業務委託契約等収入額÷12」により算出した金額を記入してください。
- ・B「対象月の月間売上額」は、添付書類として提出していただく売上台帳等を基に記入してください。
- ・A、Bともに月間売上額から新型コロナウイルス対策の助成金等（持続化給付金等）を除外してください。

$$\begin{array}{rcccl}
 \text{基準月の月間売上額 (円)} & & \text{対象月の月間売上額 (円)} & & \text{売上減少額 (円)} \\
 A & - & B & = & C \\
 \text{売上減少額 (円)} & & \text{基準月の月間売上額 (円)} & & \text{売上減少率 (\%)} \\
 C & \div & A & \times 100 = & D
 \end{array}$$

※小数点第2位を切り捨て

- (1) Dが50%以上の場合 ⇒ 「手順2」にお進みください。
- (2) Dが50%未満の場合 ⇒ 「支給額試算シート④ <個人事業者等用・国の対象外を都独自に支給>」で再度試算してください。

手順2

$$\begin{array}{rcccl}
 \text{売上減少額 (円)} & & \text{対象月における国の月次支援金 (円)} & & \text{売上減少額－国の月次支援金 (円)} \\
 C & - & E & = & F
 \end{array}$$

手順3

事業内容及び売上減少率によって上限額が異なります。㊦から㊩の中から当てはまる項目を選択し、計算してください。

㊦ 酒類販売事業者であり、売上減少率（D）が90%以上 支給上限額：30万円/月

- ・F≥300,000円の場合の支給額 G **300,000** 円 ・F<300,000円の場合の支給額 F 円
- 都の支給額は、GとFの金額でいずれか少ない金額となります。

㊧ 酒類販売事業者であり、売上減少率（D）が70%以上90%未満 支給上限額：20万円/月

- ・F≥200,000円の場合の支給額 H **200,000** 円 ・F<200,000円の場合の支給額 F 円
- 都の支給額は、HとFの金額でいずれか少ない金額となります。

㊨ 酒類販売事業者であり、売上減少率（D）が50%以上70%未満 支給上限額：10万円/月

- ・F≥100,000円の場合の支給額 I **100,000** 円 ・F<100,000円の場合の支給額 F 円
- 都の支給額は、IとFの金額でいずれか少ない金額となります。

㊩ その他の事業者であり、売上減少率（D）が50%以上 支給上限額：5万円/月

- ・F≥50,000円の場合の支給額 J **50,000** 円 ・F<50,000円の場合の支給額 F 円
- 都の支給額は、JとFの金額でいずれか少ない金額となります。

【参考】＜試算例＞

支給額試算シート③＜個人事業者等用・国の月次支援金に加算して支給＞

10月分

手順に従い空欄に金額を記入していくことで、試算を行うことができます。

《 10 月 》 ※1シートで1ヶ月分の試算を行うことができます。

手順1

- ・A「基準月の月間売上額」は、添付書類として提出していただく確定申告書類に記載の「月別の売上高等」の欄を基に記入してください。
- ※ 白色申告の場合などにより「平成31年（令和元年）又は令和2年月間売上額」が確認できない場合、Aは「年間売上額÷12」により算出した金額を記入してください。また、主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告をしている場合、Aは「年間業務委託契約等収入額÷12」により算出した金額を記入してください。
- ・B「対象月の月間売上額」は、添付書類として提出していただく売上台帳等を基に記入してください。
- ・A、Bともに月間売上額から新型コロナウイルス対策の助成金等（持続化給付金等）を除外してください。

基準月の月間売上額（円）		対象月の月間売上額（円）		売上減少額（円）
A	200,000	−	B	20,000
			=	C
				180,000
売上減少額（円）		基準月の月間売上額（円）		売上減少率（％）
C	180,000	÷	A	200,000
			×	100
			=	D
				90.0

※小数点第2位を切り捨て

- (1) Dが50%以上の場合 ⇒ 「手順2」にお進みください。
- (2) Dが50%未満の場合 ⇒ 「支給額試算シート④＜個人事業者等用・国の対象外を都独自に支給＞」で再度試算してください。

手順2

売上減少額（円）		対象月における国の月次支援金（円）		売上減少額−国の月次支援金（円）
C	180,000	−	E	100,000
			=	F
				80,000

手順3

事業内容及び売上減少率によって上限額が異なります。㊦から㊩の中から当てはまる項目を選択し、計算してください。

㊦ 酒類販売事業者であり、売上減少率（D）が90%以上 支給上限額：30万円/月

・F≥300,000円の場合の支給額 G 300,000 円 ・F<300,000円の場合の支給額 F 80,000 円

都の支給額は、GとFの金額でいずれか少ない金額となります。

㊧ 酒類販売事業者であり、売上減少率（D）が70%以上90%未満 支給上限額：20万円/月

・F≥200,000円の場合の支給額 H 200,000 円 ・F<200,000円の場合の支給額 F 円

都の支給額は、HとFの金額でいずれか少ない金額となります。

㊨ 酒類販売事業者であり、売上減少率（D）が50%以上70%未満 支給上限額：10万円/月

・F≥100,000円の場合の支給額 I 100,000 円 ・F<100,000円の場合の支給額 F 円

都の支給額は、IとFの金額でいずれか少ない金額となります。

㊩ その他の事業者であり、売上減少率（D）が50%以上 支給上限額：5万円/月

・F≥50,000円の場合の支給額 J 50,000 円 ・F<50,000円の場合の支給額 F 80,000 円

都の支給額は、JとFの金額でいずれか少ない金額となります。

➡ 都の支給額 酒類販売事業者：80,000円（Fの金額）
 その他の事業者：50,000円（Jの金額）

【参考】

支給額試算シート④＜個人事業者等用・国の対象外を都独自に支給＞

10月分

手順に従い空欄に金額を記入していくことで、試算を行うことができます。

《 月 》 ※1シートで1ヶ月分の試算を行うことができます。

手順1

- ・A「基準月の月間売上額」は、添付書類として提出していただく確定申告書類に記載の「月別の売上高等」の欄を基に記入してください。
- ※ 白色申告の場合などにより「平成31年（令和元年）又は令和2年月間売上額」が確認できない場合、Aは「年間売上額÷12」により算出した金額を記入してください。また、主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告をしている場合、Aは「年間業務委託契約等収入額÷12」により算出した金額を記入してください。
- ・B「対象月の月間売上額」は、添付書類として提出していただく売上台帳等を基に記入してください。
- ・A、Bともに月間売上額から新型コロナウイルス対策の助成金等（持続化給付金等）を除外してください。

基準月の月間売上額（円）		対象月の月間売上額（円）		売上減少額（円）
A	－	B	=	C
売上減少額（円）		基準月の月間売上額（円）		売上減少率（％）
C	÷	A	×	100 = D

※小数点第2位を切り捨て

(1) Dが30%以上50%未満の場合 ⇒ 「手順2」にお進みください。

(2) Dが30%未満の場合 → 支給対象外

※ Dが50%以上の場合は、「支給額試算シート③＜個人事業者等用・国の月次支援金を加算して支給＞」を使用してください。

手順2

売上減少率（D）が30%以上50%未満 支給上限額：5万円/月

・C≥50,000円の場合の支給額 E **50,000** 円 ・C<50,000円の場合の支給額 C 円

都の支給額は、EとCの金額でいずれか少ない金額となります。

※ 事業内容に関わらず、上記計算式によって算出できます。

手順3

令和3年の対象月及び対象月前月の月間売上額が、基準月及び基準月前月の月間売上額と比べて2か月連続して30%以上減少している場合、事業内容に応じて支給上限額が変わります。下記の手順で試算してください。

基準月前月の月間売上額（円）		令和3年の対象月前月の月間売上額（円）		前月の売上減少額（円）
G	－	H	=	I
前月の売上減少額（円）		基準月前月の月間売上額（円）		前月の売上減少率（％）
I	÷	G	×	100 = J

※小数点第2位を切り捨て

Dが30%以上50%未満で、Jが30%以上の場合 ⇒ 支給上限額は㊦又は㊧に変わります

㊦ 酒類販売事業者 支給上限額：10万円/月

・C≥100,000円の場合の支給額 K **100,000** 円 ・C<100,000円の場合の支給額 C 円

都の支給額は、KとCの金額でいずれか少ない金額となります。

㊧ その他の事業者 支給上限額：7.5万円/月

・C≥75,000円の場合の支給額 L **75,000** 円 ・C<75,000円の場合の支給額 C 円

都の支給額は、LとCの金額でいずれか少ない金額となります。

【参考】＜試算例＞

支給額試算シート④＜個人事業者等用・国の対象外を都独自に支給＞

10月分

手順に従い空欄に金額を記入していくことで、試算を行うことができます。

《 10 月 》 ※1シートで1ヶ月分の試算を行うことができます。

手順1

- ・A「基準月の月間売上額」は、添付書類として提出していただく確定申告書類に記載の「月別の売上高等」の欄を基に記入してください。
- ※ 白色申告の場合などにより「平成31年（令和元年）又は令和2年月間売上額」が確認できない場合、Aは「年間売上額÷12」により算出した金額を記入してください。また、主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告をしている場合、Aは「年間業務委託契約等収入額÷12」により算出した金額を記入してください。
- ・B「対象月の月間売上額」は、添付書類として提出していただく売上台帳等を基に記入してください。
- ・A、Bともに月間売上額から新型コロナウイルス対策の助成金等（持続化給付金等）を除外してください。

基準月の月間売上額（円）		対象月の月間売上額（円）		売上減少額（円）
A 160,000	－	B 100,000	=	C 60,000
売上減少額（円）		基準月の月間売上額（円）		売上減少率（％）
C 60,000	÷	A 160,000	×	D 37.5

※小数点第2位を切り捨て

(1) Dが30%以上50%未満の場合 ⇒ 「手順2」にお進みください。

(2) Dが30%未満の場合 → 支給対象外

※ Dが50%以上の場合は、「支給額試算シート③＜個人事業者等用・国の月次支援金を加算して支給＞」を使用してください。

手順2

売上減少率（D）が30%以上50%未満 支給上限額：5万円/月

・C≥50,000円の場合の支給額 E 50,000 円 ・C<50,000円の場合の支給額 C 60,000 円

都の支給額は、EとCの金額でいずれか少ない金額となります。

※ 事業内容に関わらず、上記計算式によって算出できます。

⇒ 都の支給額 50,000円（Eの金額）

手順3

令和3年の対象月及び対象月前月の月間売上額が、基準月及び基準月前月の月間売上額と比べて2か月連続して30%以上減少している場合、事業内容に応じて支給上限額が変わります。下記の手順で試算してください。

基準月前月の月間売上額（円）		令和3年の対象月前月の月間売上額（円）		前月の売上減少額（円）
G 200,000	－	H 100,000	=	I 100,000
前月の売上減少額（円）		基準月前月の月間売上額（円）		前月の売上減少率（％）
I 100,000	÷	G 200,000	×	J 50.0

※小数点第2位を切り捨て

Dが30%以上50%未満で、Jが30%以上の場合 ⇒ 支給上限額は㊦又は㊧に変わります

㊦ 酒類販売事業者 支給上限額：10万円/月

・C≥100,000円の場合の支給額 K 100,000 円 ・C<100,000円の場合の支給額 C 60,000 円

都の支給額は、KとCの金額でいずれか少ない金額となります。

㊧ その他の事業者 支給上限額：7.5万円/月

・C≥75,000円の場合の支給額 L 75,000 円 ・C<75,000円の場合の支給額 C 60,000 円

都の支給額は、LとCの金額でいずれか少ない金額となります。

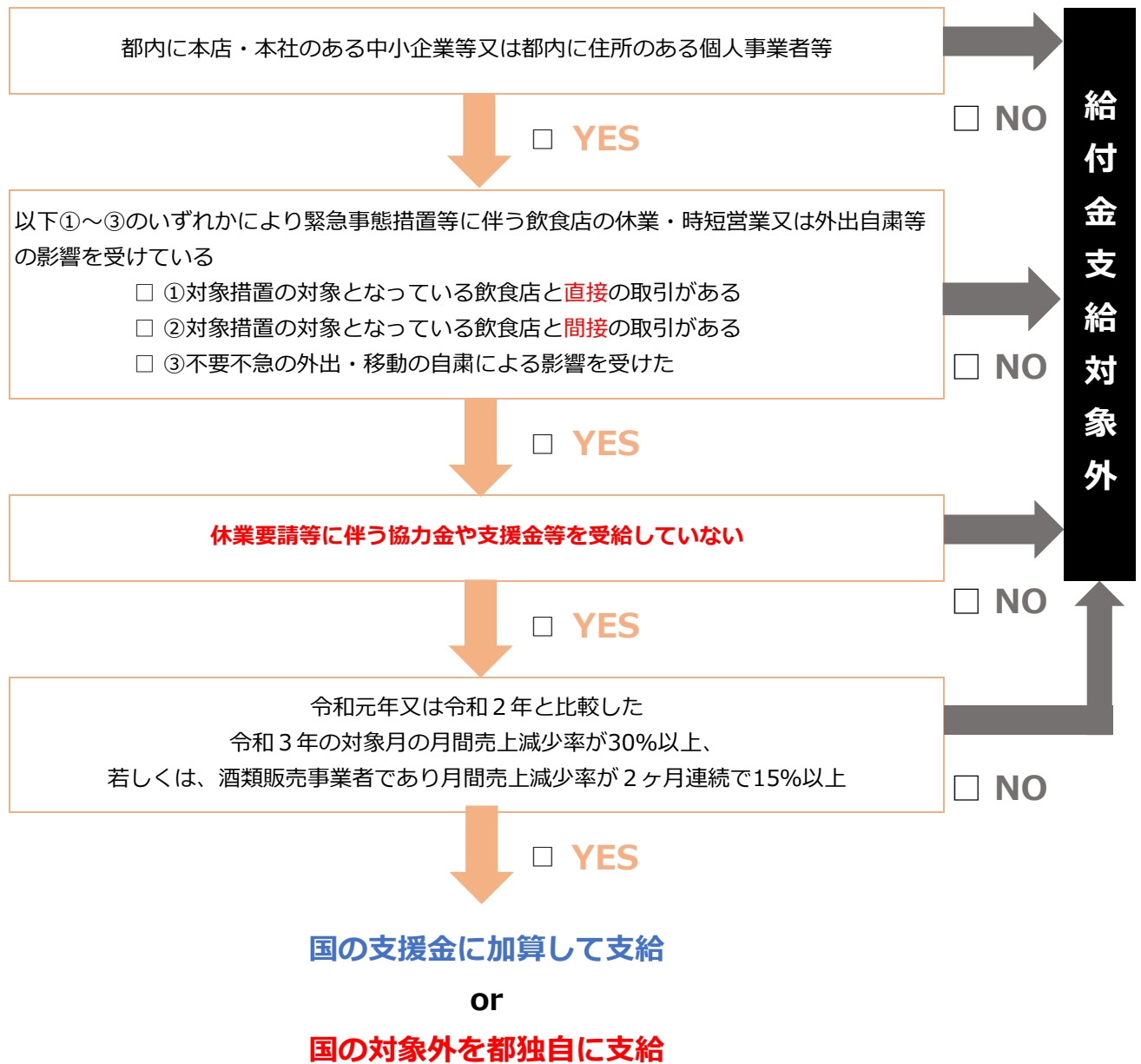
⇒ 都の支給額 酒類販売事業者：60,000円（Cの金額）

（2か月連続の場合） その他の事業者：60,000円（Cの金額）

給付金チェックシート

1 給付金の支給対象であるかの確認

・下記フローの□をチェックし、給付金の対象であるかどうかを確認してください。



(次ページも確認してください)

2 給付金制度等の理解の確認

・ 本給付金制度にかかる以下の説明を確認し、☐をチェックしてください。

☐	令和3年4月1日時点で、都内に本店・本社のある中小企業等及び都内に住所のある個人事業者等が、本給付金を受給することができます。
☐	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いた協力金の支給対象でなく、かつ、都の休業の協力依頼などを行う中小企業等に対する支援金を受給しない場合に、本給付金を受給することができます。
☐	本給付金の受給者は、事業の継続・立て直しやそのための取組を継続的に実施する必要があります。
☐	提出した書類を含む申請した情報に虚偽がある等、不正が判明した場合、申請者は本給付金全額の返還等に応じるとともに、本給付金と同額の違約金を支払い、これ以降の申請は辞退となります。

提出書類の確認

○ 添付書類全般

- ☐ 撮影した書類を提出する場合、**情報が判読できる**ものであること
- ☐ 撮影した書類を提出する場合、**必要な情報が撮影範囲から見切れていない**こと
- ☐ **申請者本人の書類**であること（別の中小企業等／個人事業者等の書類でないこと）

○ 申請書（様式第1号）

※オンライン申請の場合、提出の必要はありません。

- ☐ 申請書の「申請者の情報」における**住所が、本人確認書類又は履歴事項全部証明書に記載の現住所と一致している**こと（一致しない場合は、転居や住所相違に関する資料の提出が必要です）
- ☐ 申請書の氏名と本人確認書類に記載されている**氏名が一致している**こと
（申請システムの仕様上、氏名又は法人名欄に入出力できない文字が含まれている場合は、代替文字でも問題ありません）

○ 国の月次支援金の給付通知書の写し

- ☐ 国の月次支援金の給付決定通知書に記載されている対象月が、都の月次支援給付金において**申請する対象月と一致している**こと

○ 令和3年の対象月の売上台帳等の写し

- ☐ 売上台帳等の月と、**対象月が一致している**こと
- ☐ 令和3年の**対象月の売上台帳等**であること
- ☐ 売上台帳等の売上額と、申請書に記載した対象月の**売上額が一致している**こと

○ 確定申告書類の控えの写し

【共通】

- ☐ 該当する年度の**確定申告書別表一**又は**確定申告書第一表**であること
（基準月の売上金額の記載がある**法人事業概況説明書**又は**所得税青色申告決算書**（青色申告の場合）の提出も必要となります）
- ☐ 収受日付印があり、かつ、**収受日付印を読み取ることができる**こと
- ☐ e-Tax による申告で受付日時及び受付番号の印字がない場合、**受信通知（メール詳細）**があること
- ☐ 申請書に記載した**基準月の売上額が、申請受付要項の「月間売上額の考え方」に基づき算出されている**こと

【中小法人等】

- ☐ **法人事業概況説明書の2ページ目に月別の売上額が記載されている**こと

【個人事業者等】

- ☐ **マイナンバーが記載されている場合、該当部分がマスキング（黒塗り）**されていること
《個人事業者（主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者向け）》
- ☐ 「雑 業務」、「雑 その他」及び「給与」の収入区分欄（確定申告書第一表㊸、㊹及び㊺）の横に、**それぞれの収入区分における業務委託契約等収入の金額が記載されている**こと

○ 履歴事項全部証明書の写し

- ☐ 履歴事項全部証明書の**全てのページがそろっていること**
- ☐ 履歴事項全部証明書に記載された**設立年月日・住所・法人名等の情報が、申請書と一致していること**

○ 本人確認書類の写し

- ☐ 本人確認書類に記載された住所と申請書の**申請者住所が一致していること**
- ☐ **マイナンバーが記載されていないこと**（マイナンバーカードの写しは表面のみ提出してください）
- ☐ 健康保険証等の写しの場合、**保険者番号及び被保険者等記号・番号等がマスキング（黒塗り）されていること**

○ 振込先口座及び口座名義人が確認できる書類の写し

- ☐ **通帳のオモテ面の写し及び通帳を開いた 1 ページ目・ 2 ページ目の写し等があること**
- ☐ **普通預金・当座預金の口座が振込先であること**
(貯蓄預金、通知預金、定期預金等は受け付けられません)
- ☐ 通帳の金融機関コードと申請書の**金融機関コードが一致していること**
(金融機関コードは銀行コードと表示されている場合もあります)
- ☐ 通帳の支店コードと申請書の**支店コードが一致していること**
(支店コードは店舗コードと表示されている場合もあります)
- ☐ 通帳の口座番号と申請書の**口座番号が一致していること**
(口座番号は 7 桁の数字です。7 桁に満たない場合は、先頭に「0」を入力してください)

○ 確認書（様式第 2 号）

- ☐ **記入日の記載があること**
- ☐ 確認書の**氏名が、自署であること**
- ☐ 所在地欄の**住所が、本人確認書類又は履歴事項全部証明書に記載の現住所と一致していること**

○ 業務委託契約等収入があることを示す書類の写し

- ☐ 申請受付要項で確認した**必要書類が全てそろっていること**
- ☐ 以前の申請から基準年を変更する場合は、変更後の年に属する当該書類が全てそろっていること



東京都

東京都中小企業者等月次支援給付金 コールセンター

(電話) 03-6740-5984 (受付時間) 9時から19時まで(土日祝日含む)